

平成 31 年度

国の施策及び予算に関する提案・要望

山 梨 県

山梨県政の推進につきましては、平素から格別の御指導、御高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

現在、全国の自治体において「地方創生」の取り組みが本格的に展開されており、全国的な地域間競争は激しさを増す一方ではありますが、人口減少や超高齢化といった課題に対し、それぞれの地域が競い合う形で、行政サービスの質を不断に向上させていく必要があります。

本県においても、全国知事会が主催する「先進政策創造会議」において、平成28年度に「県及び27市町村協働による産前産後の母親を支える体制構築」、平成29年度には「全国初！『県内どこでも利用できる』を目指した病児・病後児保育体制の構築」と、2年連続で人口減少対策分野において第1位を獲得するなど、県民の皆様が明るく希望に満ち安心して暮らせる「輝き あんしん プラチナ社会」の実現に向け、様々な主体との「連携」をテーマに、今までの取り組みによる各分野の成果を更に拡大するとともに、県民の皆様に成果を「実感」していただけるよう、一層果敢に施策・事業を進めているところであります。

しかしながら、本県財政は、県内景気は緩やかに拡大しているものの、県税収入の大幅な増加は期待できず、高齢化の進展に伴う介護保険関係経費、高齢者医療費などの社会保障関係費の増加が見込まれることから、依然として厳しい状況にあり、より効率的で実効性のある施策・事業を確実に推進していくためには、本県独自の創意・工夫はもとより、地域の実情に即した制度の創設や財源措置など、国の御理解と御支援が不可欠であります。

本提案・要望書に取り上げました項目は、地方創生関連項目をはじめとした本県にとって重要度が高くかつ迅速な対応が必要な施策・課題であります。

つきましては、国における平成31年度の予算編成や施策の決定に当たり、これら事項の実現に特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

平成30年5月18日

殿

山梨県知事 後藤 斎

平成31年度 国の施策及び予算に関する提案・要望

(地方創生)

- 1 地方創生等に取り組むための地方財政の充実について 1

(インフラ整備)

- 2 公共事業関係予算の充実について 3
- 3 「水防災意識社会」の再構築に向けた取り組みへの財政支援等について 5
- 4 骨格道路網等の整備促進について 7
- 5 携帯電話の通じない区間の解消について 9
- 6 リニア中央新幹線の開業に向けた支援について 11
- 7 公共土木施設及び公共建築物の老朽化対策について 13
- 8 公共交通の充実に向けた支援について 17

(安全・安心)

- 9 富士山火山防災対策の充実・強化について 19
- 10 大規模地震防災対策等の充実・強化について 21
- 11 警察官の増員及び装備資機材の整備による治安基盤の強化について 25

(福祉・医療)

1 2	保育人材の確保策の充実・強化について	27
1 3	少子化対策等の充実・強化について	29
1 4	国民健康保険制度における財政支援について	33
1 5	医療費の窓口無料化に係る財政負担の軽減について	37
1 6	地域医療の充実・強化について	39
1 7	医療・福祉に係る補助事業の予算の充実について	41

(農林業)

1 8	G A P 認証食材の東京オリンピック・パラリンピックでの利用促進等について	43
1 9	地域材の利用拡大に向けた施策の充実・強化について	45

(産業・エネルギー)

2 0	太陽光発電施設の放置を防止する仕組みの導入について	46
2 1	公共職業能力開発施設の訓練生を対象とした経済的支援について	47
2 2	観光振興に対する財政支援の充実について	49
2 3	自立・分散型エネルギーシステムの導入促進について	51

(教育・文化)

2 4	いじめ・不登校等の課題に対応するための教職員定数の改善について	53
2 5	富士山の保存整備対策の推進について	55

1 地方創生等に取り組むための地方財政の充実について

提案・要望先 内閣官房、総務省

【財政要望・制度等要望】

- (1) 地方交付税等の一般財源総額の確保 (総務省)
- (2) 地方創生推進交付金の確保と弾力的な運用 (内閣官房)

【提案・要望の具体的内容】

- (1) 本県が地方創生等の重要課題に取り組みつつ、安定的に財政運営を行うことができるよう、地方交付税等の一般財源総額を確保すること

- ・ 本県の平成30年度当初予算においては、県税収入は増加したものの、社会保障関係費の増加などにより、財源対策として155億円もの基金の取り崩しを予算計上しており、引き続き厳しい財政運営を強いられている。
- ・ このような状況にあっても、「山梨県まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、人口減少対策や地域経済活性化、将来の本県を担う人材育成といった地方創生に向けた取り組みについて、県を挙げて積極的に取り組んでいる。
- ・ 本県が地方創生をはじめとする重要課題に取り組むためには、まずは基盤となる地方交付税等の一般財源総額の確保が必要である。

- (2)

- ・ 地方公共団体が着実に事業を実施できるよう、十分な予算を確保するとともに、対象事業となる要件の緩和など地方公共団体の実情を十分に勘案した使いやすい制度とすること
- ・ 地域再生計画の作成など事務負担が大きいことから、申請手続きを簡素化すること

- ・ 地方創生推進交付金や地方創生拠点整備交付金などを活用する中で、地方創生に向けた取り組みを推進しているが、着実な推進には、地方財政措置や自由度の高い交付金制度などを含めた、国の継続的かつ柔軟な支援が不可欠である。
- ・ また、交付金事業の実施に当たっては、地域再生計画の作成など申請手続きに係る事務負担が大きいことが課題となっており、使いやすい制度とする必要がある。

県内市町村からも地方交付税等の一般財源総額を確保するとともに、自由度の高い交付金制度とすることについて要望が出されている。

山梨県まち・ひと・しごと創生総合戦略 概要



2 公共事業関係予算の充実について

提案・要望先 内閣府、農林水産省、林野庁、国土交通省

【財政要望】

(1) 公共事業関係予算の確保 (内閣府、農林水産省、林野庁、国土交通省)

【提案・要望の具体的内容】

- ・ 社会資本の着実な整備の推進や、老朽化施設の長寿命化等を推進するため、公共事業関係予算については、当初予算において十分に確保すること

- ・ 公共事業関係費（政府全体）の推移は、ここ数年横ばいの状況であり、本県では、補正予算等により整備進捗が保たれている状況である。当初予算の安定した予算確保により、社会基盤整備の計画的な進捗を図る必要がある。
- ・ 災害発生の大規模化、広域化、複合化に鑑み、社会基盤整備の急速な進捗が急務であり、地方の安全安心を担う公共事業予算の確保が必要である。
- ・ 地方における予算要望に対する措置率が低い状況が続いており、改善が必要である。市町村においても同様であり、社会資本整備の進捗に影響が出ている。

- ・ 林業成長産業化と森林資源の適切な管理に向けた森林の整備・保全に資する森林整備事業費、治山事業費、農山漁村地域整備交付金、地方創生推進交付金等、林野公共事業関連予算については、当初予算において十分に確保すること

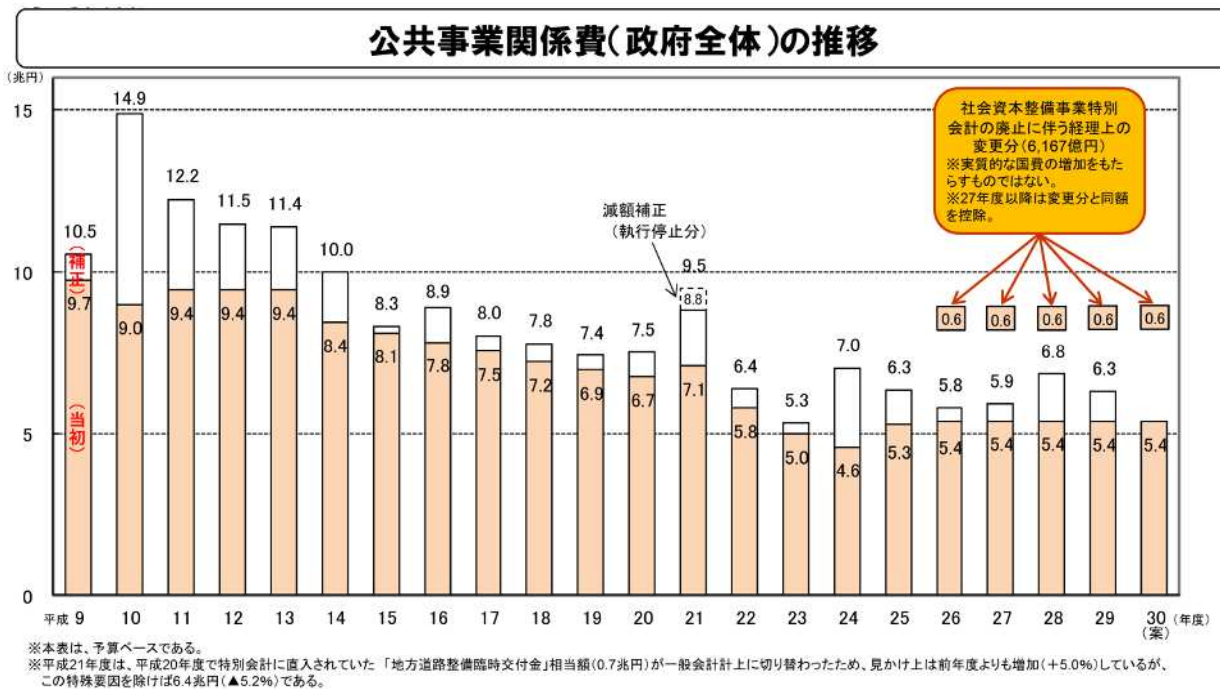
- ・ 本県の人工林は、本格的な利用期を迎えており、この豊富な資源を循環利用し、林業成長産業化を実現するためには、間伐や路網整備に加え、主伐後の再造林等の推進が不可欠であり、森林整備事業予算の確保が必要である。
- ・ また、平成29年7月の九州北部豪雨災害において、記録的な集中豪雨により発生した流木が下流域に甚大な被害をもたらすなど、近年の山地における災害形態の変化に対応するため、地域の安全・安心を担う防災・減災対策として治山事業予算の確保が必要である。
- ・ このような状況の中、本県における予算要望に対する措置率が低い状況が続いており、必要な事業費の確保のために補正予算等で補完しているものの、その時期や規模に左右され、不安定な予算措置が続く状況であるため、当初予算における十分かつ継続的な予算確保により、事業の安定的な進捗を図る必要がある。

- ・ 農業の競争力強化や中山間地域の振興等に資する農業生産基盤等の整備、農村地域の防災・減災対策や農業水利施設等の長寿命化対策を着実に推進するために必要な予算については、当初予算において十分に確保すること

- ・ 本県では、担い手の高齢化や減少が進んでおり、産地の体質強化などに向けた早急な取り組みが必要となっている。このため、担い手への農地集積・集約化や果樹産地の再編整備、中山間地域の振興等が図られるよう、ほ場や農業水利施設、農道などの農業生産基盤や農村生活環境基盤の整備を重点的に進めている。
- ・ また、災害に強く安心して暮らすことができる県土づくりを目指す「山梨県強靱化計画」に基づき、農村地域における事前防災・減災対策や農業水利施設等の長寿命化対策などを着実に推進するため、関連する施設の整備を積極的に進めている。
- ・ 一方、国の農業農村整備事業予算は、補正予算を合わせた執行額ベースで平成21年度の水準に回復したが、現在の不安定な予算では計画的に整備ができない状況にあり、地域の要望に沿った計画的な整備を実施し、地域のニーズにしっかりと応えていくためには、当初予算として十分な所要額を確保することが必要である。

県内市町村からも社会資本整備総合交付金等の十分な予算確保について要望が出されている。

国の公共事業費の推移



3 「水防災意識社会」の再構築に向けた取り組みへの 財政支援等について

提案・要望先 国土交通省

【財政要望・制度等要望】

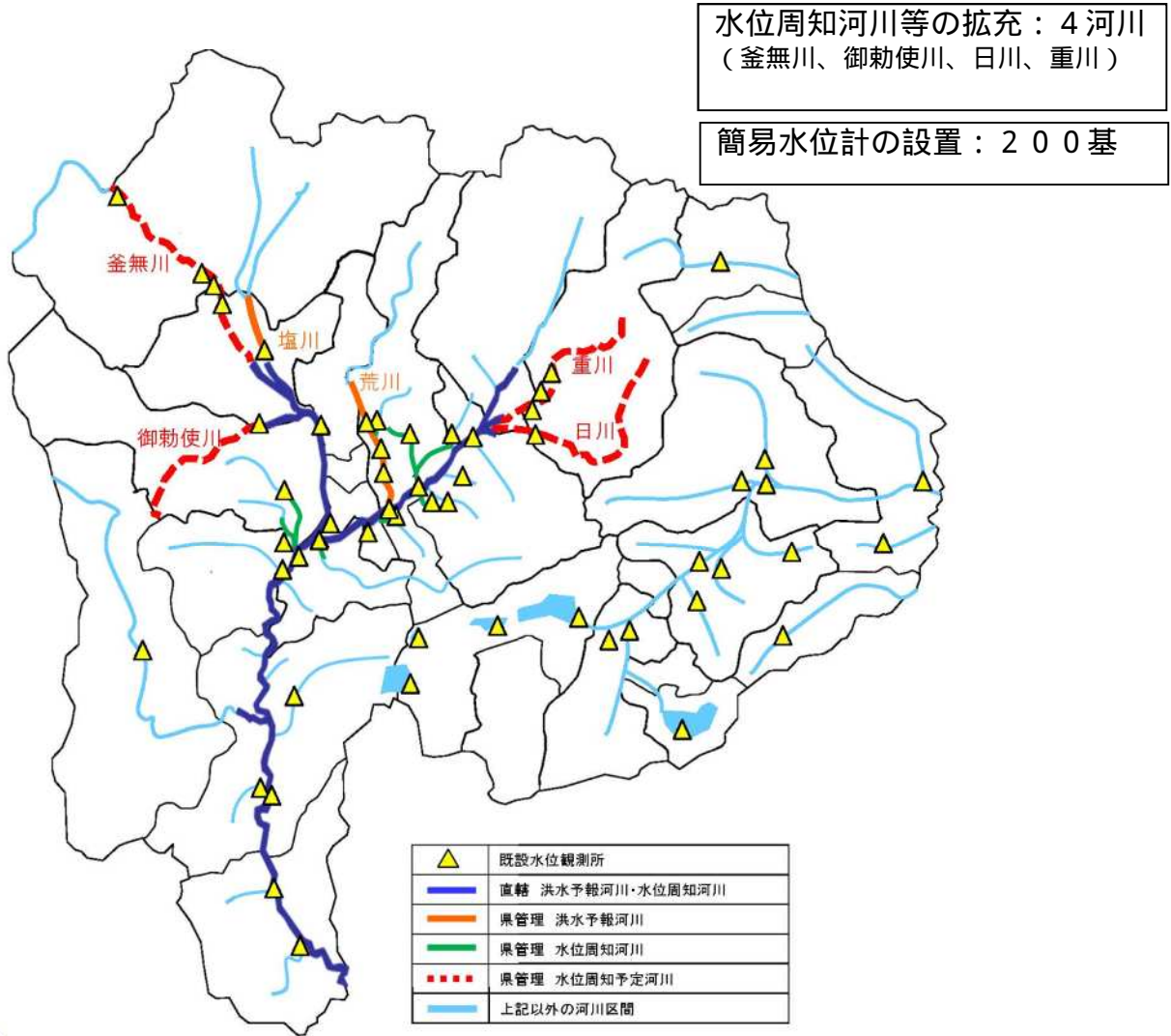
(1) 治水対策に係る予算の確保等 (国土交通省)

【提案・要望の具体的内容】

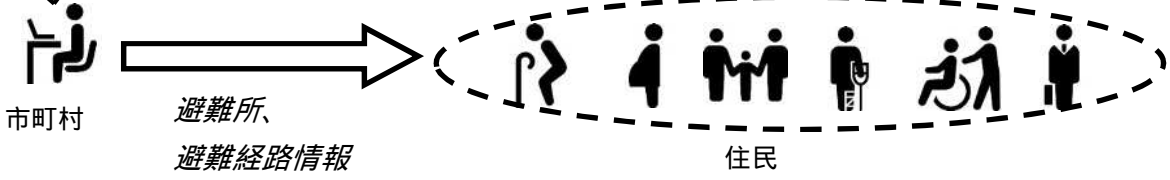
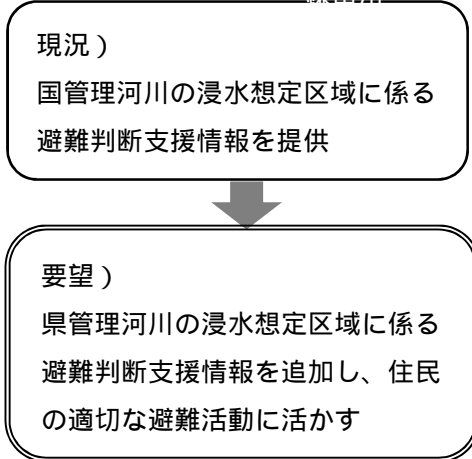
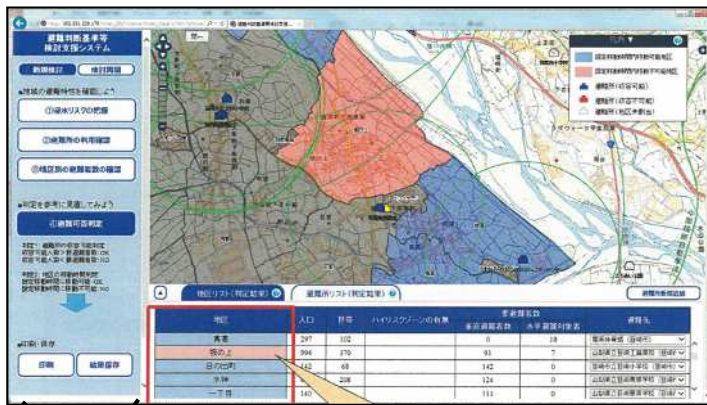
- ・ 地方が行う治水対策を推進するための十分な予算を確保すること
 - ・ 整備した機器等の維持管理への財政支援を講ずること
 - ・ 住民の避難に係る様々な取り組みに際し市町村を技術的に支援すること
- 近年、中小河川を中心に甚大な被害が発生したことを踏まえ、国では、「水防災意識社会」の再構築に向けた取組をさらに加速させているが、中小河川における堤防補強等の治水対策事業を推進するためには、十分な予算の確保が必要である。
- 国では、水防法改正や緊急行動計画を策定し、都道府県に対し水防法に基づく協議会の設置や水害の危険性の周知・促進など各種取組を強力に推進しており、本県においても、平成29年度に設置した減災対策協議会において、今後5年間で実施する「地域の取組方針」が決定され、この取組を着実に進める必要がある。
- 「地域の取組方針」では、「水位周知河川等の拡充」に取り組むため、河川情報を提供するための水位計や河川監視カメラの設置が必要であり、更にきめ細やかな情報提供を図るため、数多くの簡易水位計を設置していくこととしているが、新たに設置した水位計や河川監視カメラ等の膨大な設備を、今後、県では適切に維持管理していく必要がある。
- 水位周知河川等の拡充に伴い、浸水想定区域図が公表されることとなっているが、住民の適切な避難活動に活かされるよう、既に国が公表している「避難判断支援システム」へ県管理河川を追加するなど、市町村への技術的支援が必要である。

県内市町村からも河川事業の推進強化について要望が出されている。

水防災意識社会の再構築に向けた山梨県の取り組み



国の避難判断支援システム



4 骨格道路網等の整備促進について

提案・要望先 国土交通省

【財政要望・制度等要望】

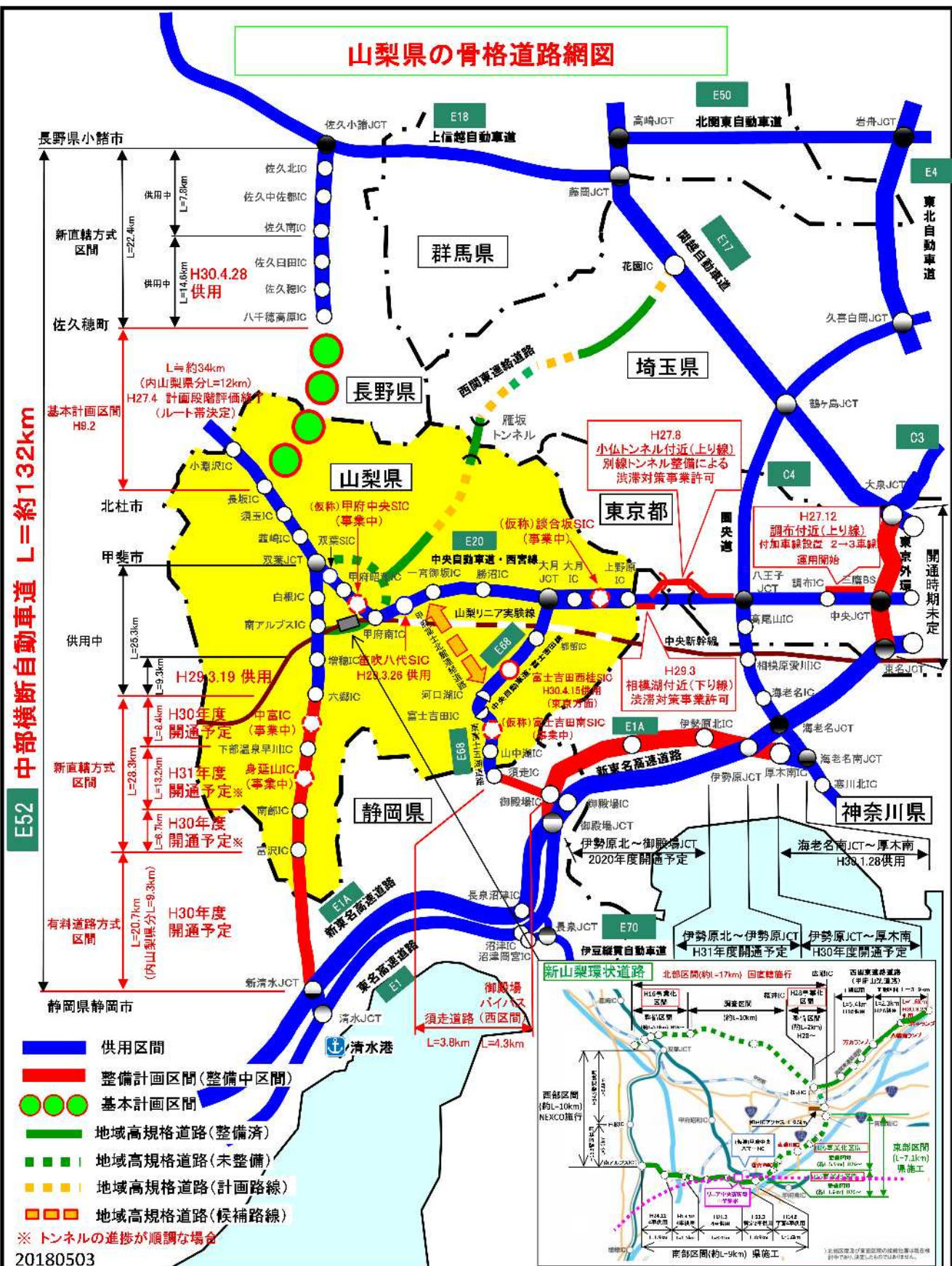
- (1) 中部横断自動車道（新清水JCT～六郷IC）の早期開通と長坂～八千穂間の早期事業化（国土交通省）
- (2) 中央自動車道の渋滞対策とスマートICの整備促進（国土交通省）
- (3) 新山梨環状道路等の整備促進（国土交通省）
- (4) 直轄国道の整備推進（国土交通省）

【提案・要望の具体的内容】

- (1)
 - ・ 事業中区間（新清水JCT～六郷IC）について、コスト縮減に努めるとともに、一日も早い全線の開通を図ること
 - ・ 未事業区間（長坂～八千穂）について、全区間一体で遅滞なく環境影響評価の手続きを速やかに進め、早期事業化を図ること
- (2)
 - ・ 中央自動車道の上り線の小仏トンネル付近、下り線の相模湖付近の渋滞解消に向け、渋滞対策事業を早期に完成させること
また、更なる渋滞対策の検討を促進させること
 - ・ 事業中スマートICの早期完成を目指すこと
- (3)
 - 新山梨環状道路・東部区間
 - ・ 新山梨環状道路・東部区間が確実に整備されるための予算を確保すること
 - 新山梨環状道路・北部区間
 - ・ 事業中区間（広瀬～桜井）の東部区間と一体となった整備を推進すること
 - ・ 事業中区間（牛句～宇津谷）の整備を推進すること
 - ・ 未事業区間（桜井～牛句）について、早期事業化を図ること
 - 甲府富士北麓連絡道路
 - ・ 広域物流ネットワークの観点からも重要な路線であることから、重要物流道路の指定に当たっては県と十分に調整を図ること
- (4)
 - ・ 新東名高速道路・御殿場ICの供用に合わせた国道138号の須走道路、御殿場バイパスの整備を推進すること
 - ・ 国道20号大月バイパスを早期に全線完成すること
 - ・ 国道20号新笹子トンネルの新設整備を推進すること
 - ・ 国道52号上石田改良の整備を推進すること
 - ・ 国道138号新屋拡幅を早期に工事着手すること
 - ・ 国道139号都留バイパスの計画区間全線の整備を推進すること
 - ・ 国道20号初狩地内における通学路の安全対策と交通機能向上のための抜本的な対策を検討すること

県内市町村からも骨格道路網等の整備促進について要望が出されている。

山梨県の骨格道路網図



中部横断自動車道 L=約132km E52

- 供用区間
 - 整備計画区間(整備中区間)
 - 基本計画区間
 - 地域高規格道路(整備済)
 - - - 地域高規格道路(未整備)
 - - - 地域高規格道路(計画路線)
 - - - 地域高規格道路(候補路線)
- ※ トンネルの進捗が順調な場合

20180503

5 携帯電話の通じない区間の解消について

提案・要望先 総務省

【制度等要望】

- (1) JR中央線甲府～高尾間トンネルにおける携帯電話の通じない区間の解消
(総務省)

【提案・要望の具体的内容】

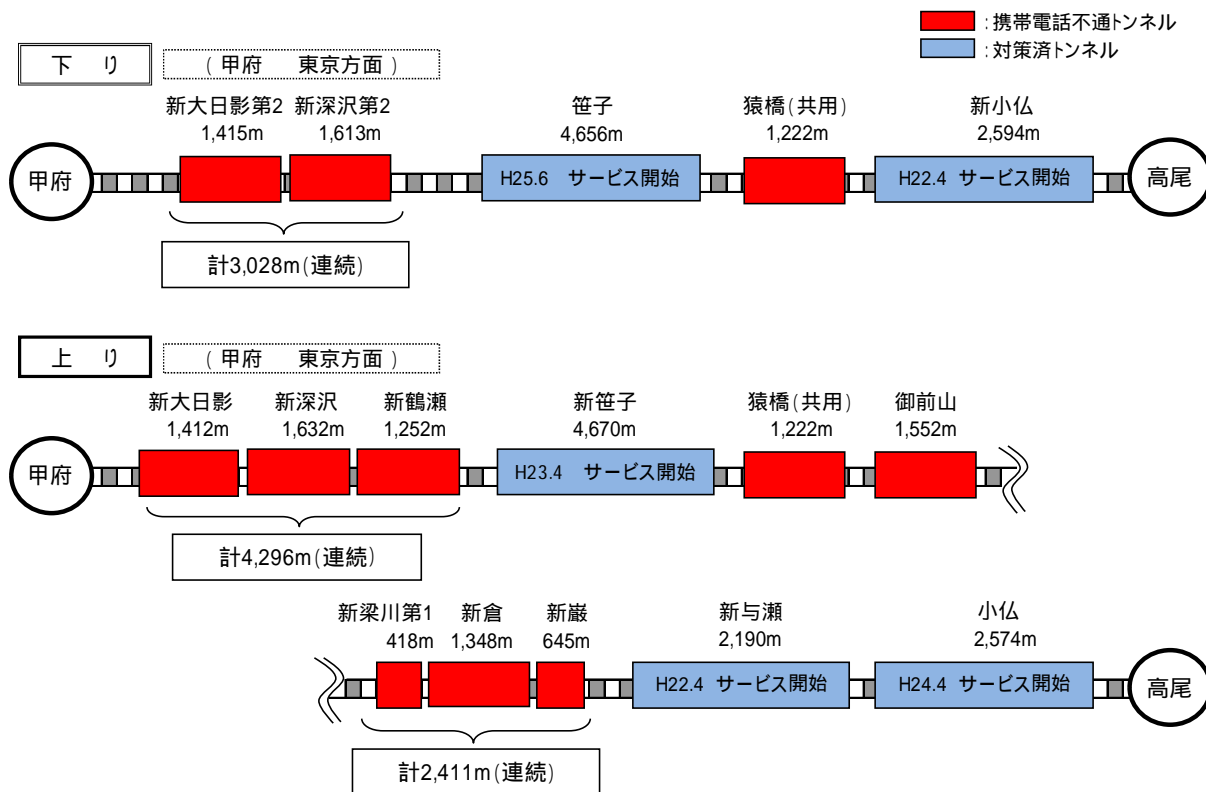
- ・ JR中央線甲府～高尾間トンネルにおける携帯電話の通じない区間の早期解消が図られるよう、支援すること
 - ・ 電波遮へい対策事業の次期実施方針を策定するに当たっては、在来線の鉄道トンネルを対象とし、大量輸送・長距離路線など基幹的な在来線を優先したものとすること
- 〔
- ・ JR中央線甲府～高尾間のトンネルのうち、2,000m以上の長大トンネルについては、移動通信基盤整備協会が、電波遮へい対策事業により不通解消を図ったが、それ以外の多くのトンネルは依然として不通区間となっている。
 - ・ 本県の社会活動や経済活動を支える大動脈であるJR中央線において、携帯電話が使えない区間があるといった通信環境は、東京圏からの企業誘致や人的交流、インバウンドを含めた観光客の更なる増加などを図る上で、大きな障害となっている。
 - ・ 一方、総務省の「電波政策2020懇話会」において、基幹路線である新幹線については、2020年までに全区間の対策完了を目指すことが適当であるとし、対策を実施している。
 - ・ JR中央線甲府～高尾間は、新幹線と同等又はそれ以上の平均通過人員があり、また、本県には富士山をはじめとする様々な観光資源に国内外から多くの観光客が訪れ、外国人観光客の利用も増加していることから、新幹線の対策が完了した後において、早期の対策が必要である。
- 〕

＊携帯電話不通の状況

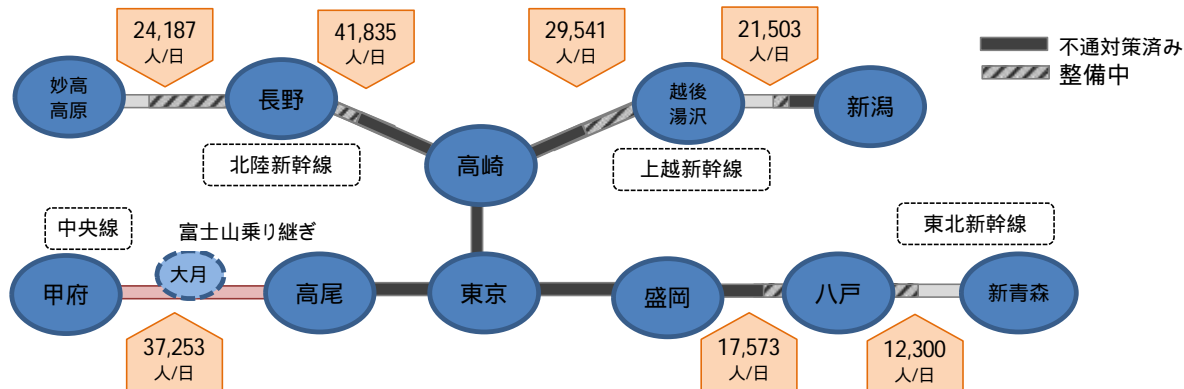
甲府～高尾間のトンネル数：64本(上り28本、下り36本)。
 うち、長さ1,000m以上13本(上り9本、下り5本、うち1本は上下線共用)
 うち、2,000m以上5本については対策済み。

<主な長距離トンネルにおける携帯電話不通区間の状況(ＪＲ中央線 甲府～高尾間)>

(上下線合わせ大小64個のトンネルのうち主な長距離トンネルのみの略図)



[参考資料]：東京近郊における幹線鉄道のトンネル携帯の不通区間対策状況 <平均通過人員(ＪＲ東日本)>



「平均通過人員」：1日1kmあたりの利用人数(2016年度)

6 リニア中央新幹線の開業に向けた支援について

提案・要望先 国土交通省

【財政要望・制度等要望】

- (1) リニア駅周辺整備に対する財政支援 (国土交通省)
- (2) リニア関連交通インフラ整備の促進 (国土交通省)
- (3) 沿線市町への財政支援 (国土交通省)

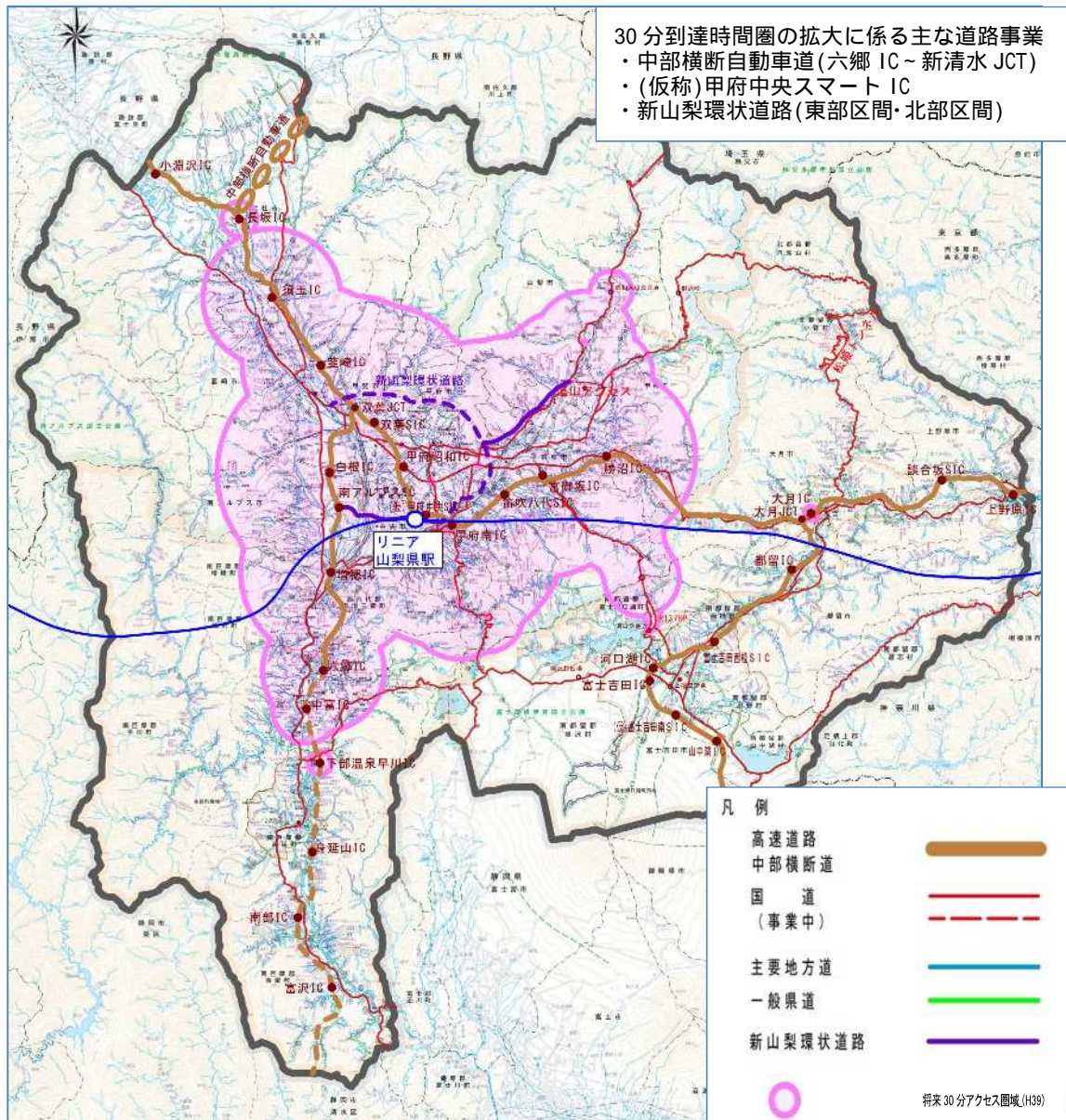
【提案・要望の具体的内容】

- (1) リニア駅の周辺に必要な駅前広場、観光交流・産業振興施設等の施設整備は、主として地方が行うことになり、地方に大きな財政負担が生じるため、リニア駅周辺整備事業を国の重点施策に位置付け、補助制度の創設や弾力的な運用なども含めて、十分な予算措置、地方負担に対する適切な財政支援を講ずること
- (2)
 - ・ リニア中央新幹線の開業効果を見据え、リニア駅と県内各地との円滑な移動を確保するため、地方が行うリニア関連交通インフラ整備に対し、補助制度の創設なども含めて、十分な予算措置、地方負担に対する適切な財政支援を講ずること
 - ・ 首都圏広域地方計画に基づく「富士山・南アルプス・八ヶ岳対流圏」の創出に向け、広域周遊観光等に必要となる高規格幹線道路等の整備を促進すること
- (3) リニア建設工事に伴う公共施設の移転整備等は、限られた期間に完了する必要があり、沿線市町が計画的に行っている事業に影響を与えるなど、大きな財政負担が生じるため、国の重点施策に位置付け、補助制度の創設なども含めて、十分な予算措置、地方負担に対する適切な財政支援を講ずること

- ・ 三大都市圏を新たなルートで結ぶリニア中央新幹線は、我が国全体に活力をもたらす国家的プロジェクトであるとともに、リニア駅周辺における企業立地や国際観光地の形成など、交流・対流拠点の整備により、国土形成計画などとの連携による相乗効果が期待されている。
- ・ 本県では「リニア環境未来都市」の創造に向けて、リニア駅周辺整備の基本計画の策定や駅近郊のまちづくりの取り組みを進めているところである。また、リニアの効果を全県に波及させるために、主要幹線道路等の交通ネットワークの整備による、リニア駅30分アクセス圏域の拡大も進めている。
- ・ リニア中央新幹線や高速道路などを活用した「富士山・南アルプス・八ヶ岳対流圏」の創出には、中部横断自動車道など高規格幹線道路の整備促進が必要である。

- ・ 更に、県では、リニア中央新幹線の建設を促進するため、建設工事に伴い公共施設の移転などが生じる沿線市町に対して貸し付けや元利補給を行う支援策を創設しているが、整備期間が限られていることや計画的に行っている事業があることを踏まえると、市町の財政に影響を及ぼすおそれがある。
- ・ このように、リニア中央新幹線の開業に向けた基盤整備には、地方に大きな財政負担が生じることとなるため、国においても重点施策に位置付けるとともに、補助制度の創設なども含め、十分な予算措置と地方に対する適切な財政支援を講ずること。

リニア山梨県駅から自動車で30分以内にアクセスできる圏域



7 公共土木施設及び公共建築物の老朽化対策について

提案・要望先 内閣府、警察庁、総務省、文部科学省、
農林水産省、林野庁、国土交通省

【財政要望・制度等要望】

- (1) 公共土木施設の老朽化対策に対する財源の確保と点検補修技術の向上
(内閣府、農林水産省、林野庁、国土交通省)
- (2) 公共建築物の長寿命化対策等に対する支援の拡充
(内閣府、警察庁、総務省、文部科学省、農林水産省、
林野庁、国土交通省)
- (3) 公共土木施設の維持修繕等に対する支援の拡充 (総務省、国土交通省)

【提案・要望の具体的内容】

- (1)
 - ・ 防災・安全交付金、治山事業費、農山漁村地域整備交付金、地方創生整備推進交付金等について、十分な予算の確保と継続した支援を行うこと
 - ・ 公共土木施設の維持管理や更新などの老朽化対策を進める上で、効果的、効率的な維持管理が行えるよう、点検や補修に関する新技術の開発・普及を進めること
- ・ 高度成長期以降に集中的に整備された道路をはじめ、河川砂防、下水道、土地改良や治山林道などの公共土木施設や、学校などの公共建築物の老朽化が、今後、急速に進むと見込まれる。
 - ・ 本県においては、平成27年12月に策定した「山梨県公共施設等総合管理計画」に基づき、平成30年度までに同計画を指針とする個別施設計画を順次策定し、これまで以上に戦略的に老朽化対策を推進することとしている。
 - ・ 公共土木施設について、戦略的な維持管理・更新を推進するためには、長寿命化計画の実施に必要な十分な予算の確保が必要である。
 - ・ 公共土木施設は、県民生活や地域経済活動を支える重要な社会基盤であるが、多くの施設で老朽化が進行する中、効果的・効率的な維持管理が行えるよう、レーザー等の新技術を用いた点検など、点検補修技術の向上等に対する国の継続的な支援が必要である。

(2)

- ・ 長寿命化事業等に対して「公共施設等適正管理推進事業債」が平成 29 年度から措置され、これまでの「集約化・複合化事業」に加え、新たに「長寿命化事業」が対象となったが、これらの事業に「公用建物」も対象として加えること
- ・ 公共建築物の個別施設計画に基づく、長寿命化対策等（点検・診断・修繕・更新等）に要する経費に対して、補助制度を創設すること

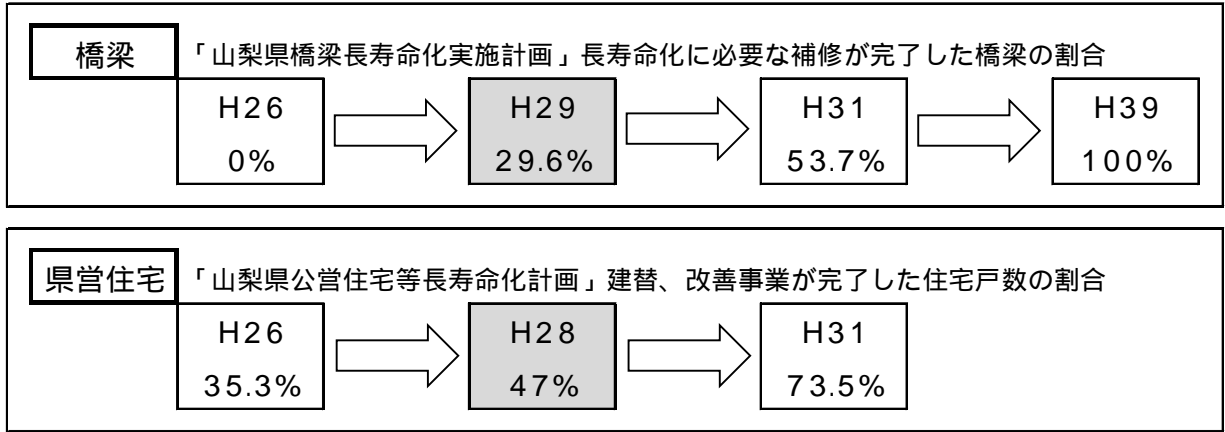
- ・ 公共建築物の長寿命化対策等について、公共施設等の除却や集約化、長寿命化等に対する支援制度（地方財政措置）が創設されたものの、「公用建物」は対象外となっている。
- ・ 公共施設等の長寿命化等に必要な維持修繕・点検等に係る費用について、平成 30 年度地方財政計画において増額計上されたが、具体的な維持修繕・点検等に対する助成制度の創設による更なる財政支援が必要である。

(3) 公共土木施設の維持修繕に係る新たな補助制度の創設や、公共施設等適正管理推進事業債の対象を公園等の公共土木施設全般へ拡大するなど、地方への財政支援を拡充すること

- ・ 舗装や河川の維持修繕に係る費用については県単独事業として実施しているが、地方財政が厳しい中、増大する維持管理費に対して、国による補助制度の創設が必要である。
- ・ 公共施設等適正管理推進事業債では、道路に加えて、河川管理施設、砂防関係施設の補修・更新について対象が拡大となっているが、公園（公園内舗装の表層、長寿命化のための塗装塗り替え）など、他の施設においても長寿命化事業を推進していくことが重要であり、公共土木施設全般への対象の拡大が必要である。

県内市町村からも橋梁等の長寿命化の促進について要望が出されている。

山梨県の長寿命化の現状と目標設定（山梨県社会資本整備重点計画（第3次）より）



河川の維持管理



河川内支障木

河川の維持管理



護岸の老朽化

河川の維持管理



水門(コンクリート駆体部)

公園の維持管理



塗装の劣化

8 公共交通の充実に向けた支援について

提案・要望先 国土交通省

【財政要望・制度等要望】

- (1) JR中央線の高速化や利便性向上に向けた支援制度の創設（国土交通省）
- (2) バス路線の再編・整備に対する支援の拡充と財源確保（国土交通省）

【提案・要望の具体的内容】

- (1) 三鷹～立川間の複々線化などの実現に向け、国主導で関係地方公共団体、鉄道事業者などが事業計画の検討を進めるための協議の場を設け、新しい整備の仕組みを検討するなど、早期に必要な措置を講ずること

- ・ 本県及び沿線自治体からなる中央東線高速化期成同盟会では、定住人口の確保等を図り、地方創生を推進するため、JR東日本に対して、早朝、深夜の特急列車の新設や、早朝快速列車の甲府駅までの延伸など、JR中央線の高速化や利便性の向上について要望を行っているところである。
- ・ しかしながら、JR中央線三鷹～立川間の複々線化等は、実現の目途が立っていない状況であり、同区間における特急列車の高速化や通勤時間帯の運行の妨げとなっている。
- ・ 平成28年4月の交通政策審議会の答申「東京圏における今後の都市鉄道のあり方について」では、JR中央線三鷹～立川間の複々線化等は、地域の成長に応じた鉄道ネットワークの充実に資するプロジェクトに位置付けられたが、プロジェクトの推進に当たっては、8,100億円という巨額な費用を要するため、国において、新しい整備の仕組みを検討するなど早期の対応が必要である。

- (2) 今後の高齢化の進行や観光客の増加に対応した公共交通の確保など、本県の特性を踏まえた「山梨県バス交通ネットワーク再生計画」を平成28年度策定したところであり、この計画に基づくバス路線の再編・整備に対する支援を拡充するとともに、財源を確保すること

- ・ 本県では、マイカーの普及に伴うバス交通の弱体化が進む中、少子高齢化の進展や観光客の増加に対応する持続可能で利便性の高いバス交通ネットワークの再構築が必要となっている。
- ・ このため、平成29年3月、幹線バス路線と地域内バス路線を効果的に接続させ、利便性を向上させる「山梨県バス交通ネットワーク再生計画」を策定したところであるが、計画に基づく路線を確実に運行するためには、国における支援の拡充と財源の確保が必要である。

県内市町村からもJR中央線の高速化や、バス路線の運行に係る財政支援の拡充等について要望が出されている。

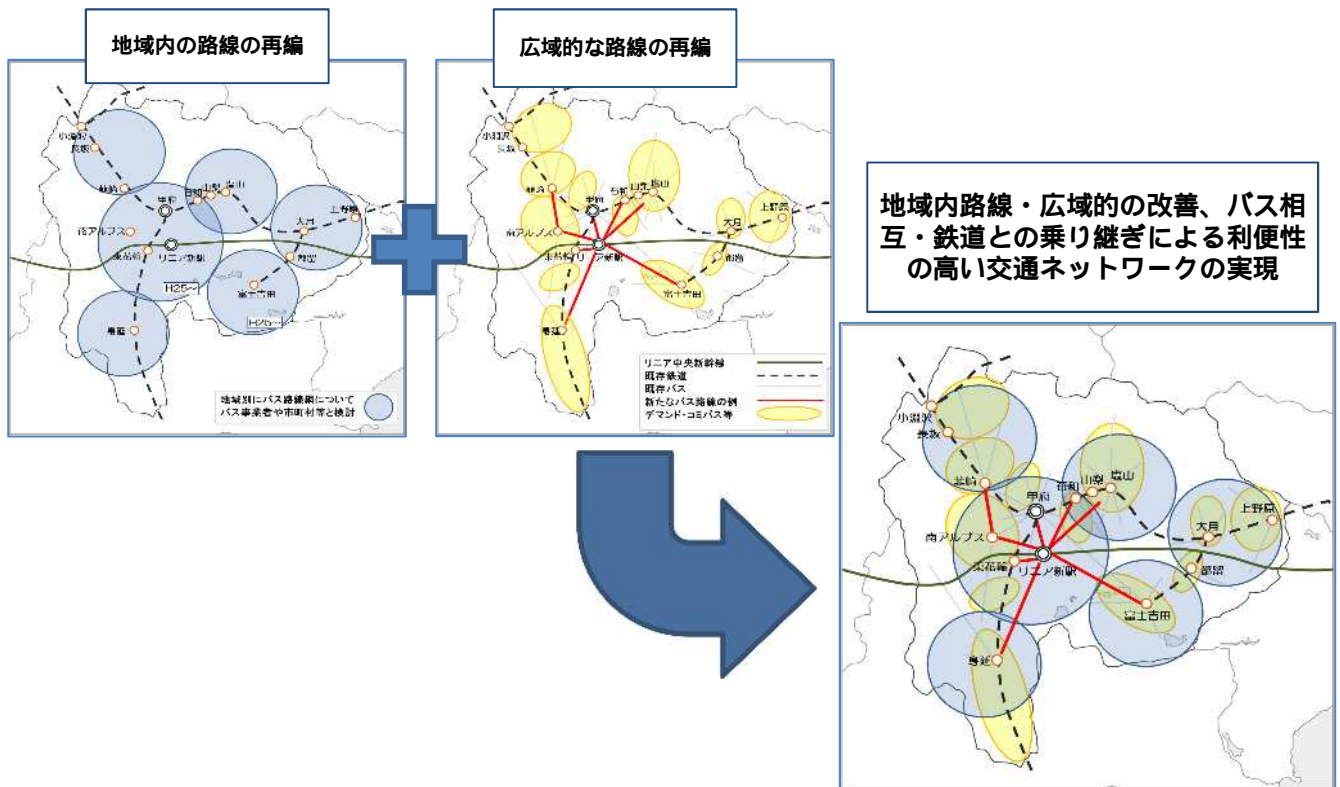
* 幹線鉄道の充実(中央線の高速化)

京葉線の中央線方面延伸及び中央線の複々線化(東京～三鷹～立川)



* バス交通ネットワークの再編

県民のライフステージに応じた生活を支え、観光客等の移動手段を確保するとともに、リニア駅から県内各地への円滑な移動を確保するため、利便性の高いバス交通ネットワーク再生計画を策定



- (1) 再編の具体的な考え方
 - ◆ 交通結節点や都市機能集積地を28の交通拠点として設定し、交通ネットワークを構築
 - ・ 交通結節点や移動の目的地となる子育て、教育、しごと、医療、買い物、観光施設の集積地を交通拠点として設定
 - ・ 広域的路線や地域内路線の交通拠点への接続により緊密な交通ネットワークを構築
- (2) 地域内バス路線[原則市町村内の路線]
 - ◆ 広域的バス路線・鉄道との接続強化
 - ・ 広域的バス路線や鉄道駅と接続する路線の再編・新設
 - ◆ 移動目的地との接続強化
 - ・ 観光地、大型商業施設、学校、医療・福祉施設など移動目的地と接続する路線の再編・新設
- (3) 広域的バス路線[市町村を跨ぎ複数の交通拠点を結ぶ路線]
 - ◆ 交通空白地域の解消
 - ・ 鉄道駅や病院、学校を經由する複数の交通拠点間を結ぶ路線の新設
 - ◆ 既存広域路線の利便性向上
 - ・ 通勤・通学に対応した路線の夕方・夜間の時間帯の増便
 - ・ 移動の目的地となる大規模商業施設等への起終点や経路の見直し

9 富士山火山防災対策の充実・強化について

提案・要望先 内閣府、文部科学省、国土交通省、気象庁

【財政要望・制度等要望】

- (1) 富士山火山防災対策の充実・強化 (国土交通省)
- (2) 国の監視・観測体制の強化 (内閣府、文部科学省、気象庁)
- (3) 避難対策等への支援の充実 (内閣府)

【提案・要望の具体的内容】

(1)

- ・ 富士山火山噴火対策砂防事業について、十分な予算を確保し、積極的に推進すること
- ・ 富士山火山噴火に備えた減災対策を平常時から推進すること、また、有事の際の機動性の確保のため、山梨県側にも事業拠点を設置すること

- ・ 国土交通省富士砂防事務所が、山梨・静岡両県の協力のもと平成30年3月に策定・公表した「富士山火山噴火緊急減災対策砂防計画」により、噴火影響範囲の推定に基づく避難・防災活動の事前準備や被害軽減方策などが示された。
- ・ この計画に基づく噴火時のリアルタイムハザードマップの作成や沈砂地、砂防堰堤の設置などの減災対策は、火山噴火対策が特殊なことや高度な技術力を必要とすることから、平成30年度より国が山梨県側を含めた事業区域で行うことになった。
- ・ いつ、どこで起こるか予測が難しく、広域かつ甚大な被害が発生するおそれのある富士山火山噴火に備えた減災対策を平常時から推進する必要がある。

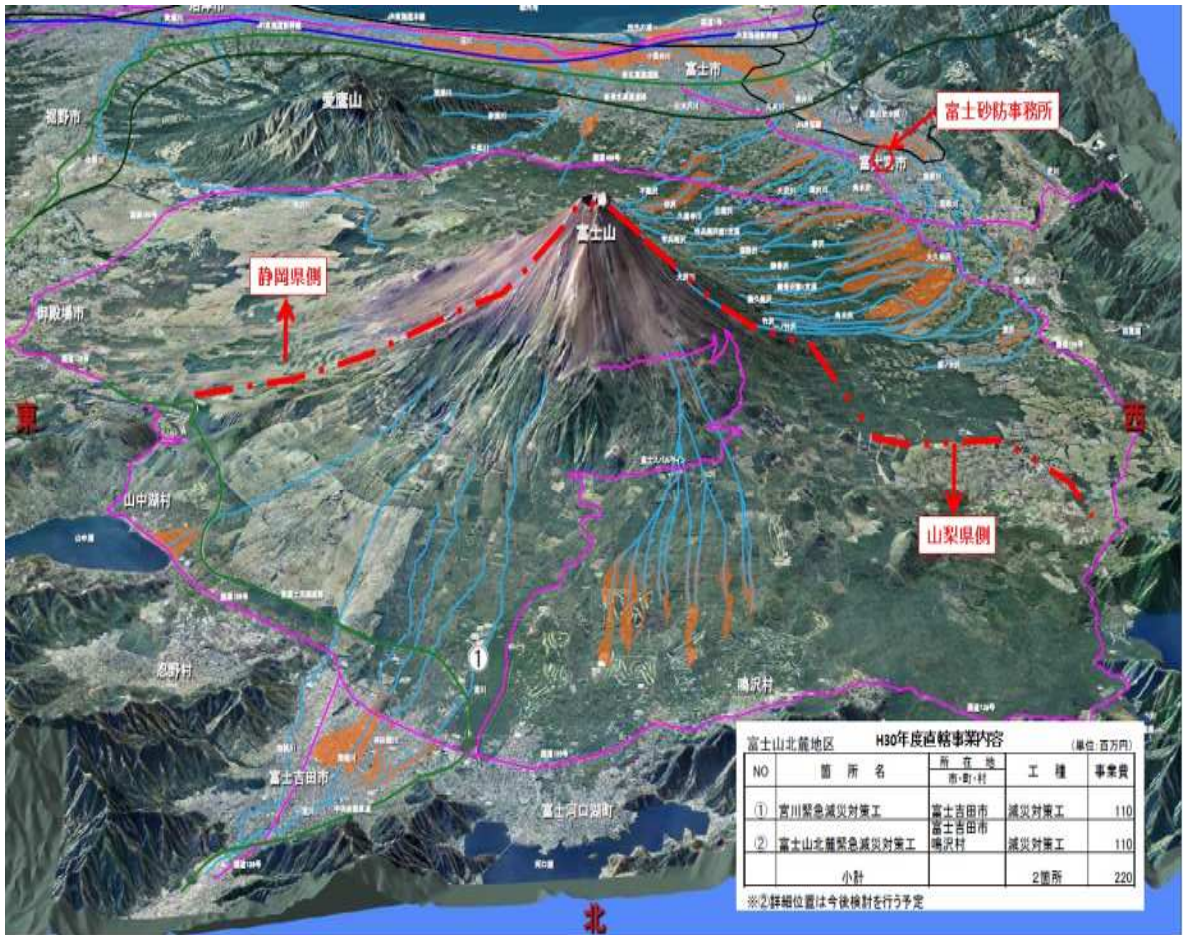
(2) 噴火の兆候を早期に把握し、住民に避難に関する情報を迅速に提供できるよう、国による監視・観測体制の強化を図ること

- ・ 富士山は平成25年の世界文化遺産への登録を契機に、国内外から多くの観光客が訪れているが、万が一噴火した場合には、広域かつ甚大な被害が発生するおそれがある。
- ・ 被害を未然に防ぐには、噴火の前兆現象を早期に特定し、避難態勢の強化及び緊急減災対策へ迅速に移行することが重要である。
- ・ このため、国においては、監視・観測体制の強化を図る必要がある。

(3) 迅速な避難を行うために必要な広域的訓練などの避難対策に対し、財政支援を講ずること

- 富士山が噴火した場合には、広域かつ甚大な被害が発生するおそれがある。このため、地域の住民が迅速な避難を行うには、広域的な訓練などの避難対策が重要であるが、大規模な避難訓練の実施や訓練に基づく避難計画の策定などには費用を要することから、国による財政支援が必要である。

県内市町村からも富士山火山防止対策の充実・強化について要望が出されている。



出典: 富士砂防事務所HPより

10 大規模地震防災対策等の充実・強化について

提案・要望先 内閣府、総務省、消防庁、文部科学省、厚生労働省、
国土交通省、気象庁

【財政要望・制度等要望】

- (1) 大規模地震防災対策の充実・強化
(内閣府、総務省、消防庁、文部科学省、厚生労働省、国土交通省、気象庁)
- (2) 被災者生活再建支援制度における支援の拡充 (内閣府)
- (3) 災害急性期における医療救護対策の充実・強化 (厚生労働省)
- (4) 避難路沿道建築物の耐震化を含む緊急輸送道路の機能確保の充実・強化
(国土交通省)

【提案・要望の具体的内容】

- (1)
 - ・ 救助活動・消防活動や医療活動、物資調達及び輸送活動に係る広域応援体制を確立すること
 - ・ 避難所等における防災資機材・備蓄品の整備に対する財政支援を拡充すること
 - ・ 南海トラフ沿いの地震観測・評価体制については、高い発生確率に鑑み、更なる充実を図ること
 - ・ 観測・評価に基づく防災対応の具体的な検討を県や市町村が進めるためのガイドラインを速やかに策定すること
 - ・ 住宅の耐震化を促進するための支援を拡大すること
- ・ 国では、南海トラフ地震や首都直下地震について、広範囲にわたり甚大な被害が想定されることから、全国的な救助や消火活動等に係る広域応援体制を構築しているが、熊本地震のような活断層型地震については、本県においても同様の被害が想定されるものの、体制が構築されていないため、国において、広域応援体制を確立する必要がある。
 - ・ 避難所等における浄水装置などの主要な防災資機材については、平成28年4月現在の整備率が27.3%にとどまり、市町村の財政事情が厳しい中、整備が進まない状況であるため、地方交付税措置の拡充など、国による更なる財政支援が必要である。
 - ・ 国では、現在の科学的知見からは、確度の高い地震の予知は困難としたところであるが、高い確率で発生が見込まれる南海トラフ地震の被害を最小限に抑えるためには、地域住民に大規模地震の発生の可能性を伝え、警戒を呼びかけることが重要であり、観測機器の増設や学識経験者による評価体制の整備など更なる観測・評価体制の充実が必要である。

- ・ 国の中央防災会議の作業部会がまとめた「南海トラフ沿いの地震観測・評価に基づく防災対応のあり方について」の報告書では、地方公共団体が主体的に観測・評価に基づく防災対応の具体的な検討を進めることとされているが、具体的な検討を進めるには、国が一定のガイドラインを一刻も早く示すことが必要である。
- ・ 平成28年3月に改定した「山梨県耐震改修促進計画」では、住宅の耐震化率を平成27年度末85.4%であったものを、90%に引き上げる目標を設定した。
- ・ この目標を達成するために、子育て世帯や東海地震の想定震度が6強以上の地域等における耐震工事に対し、平成28年度から補助金限度額を引き上げるなど、早期の耐震化に向け取り組んでいる。
- ・ しかし、耐震改修工事は、建物所有者に多額の費用負担を強いることから、目標の90%を達成するためには、更なる支援の拡大が必要である。

(2)

- ・ 一部地域が被災者生活再建支援法の対象となるような自然災害が発生した場合、全ての被災世帯が等しく支援法の対象となるよう、制度を拡充すること
- ・ 被災世帯数が少ないため支援法が適用されない自然災害においても、支援法の対象となるよう、制度を拡充すること

- ・ 平成26年2月の豪雪災害において、県内で19世帯が全壊したが、市町村単位での被災世帯数が支援法の要件を満たさなかったため、必要な支援を受けることができなかった。
- ・ このため、本県では、市町村と連携して、支援法が適用されない被災世帯に対して法と同様の支援を行う制度を平成27年度に創設したところであるが、県域をまたがる災害が発生した際、住宅の被害程度が同じでありながら支援されない場合があるため、広域的な視点から、国においても適用要件を緩和するなど、制度の拡充が必要である。

(3) DMATに必要な研修機会を確保するため、養成研修の定員を拡充すること

- ・ 災害現場での医療活動や病院支援等を行う災害派遣医療チーム(DMAT)は、本県において災害拠点病院など12病院に整備されている。
- ・ DMATの隊員になるためには、国が主催する養成研修を受講する必要があるが、受講定員が限られているため、平成28年度までは、本県において受講を希望するチームの約半数しか受講できない状況であった。こうした中、平成29年度から本県の受講定員が拡大されたところである。
- ・ 今後も県内医療機関からの受講希望に十分こたえるため、養成研修の定員の更なる拡大が必要である。

(4)

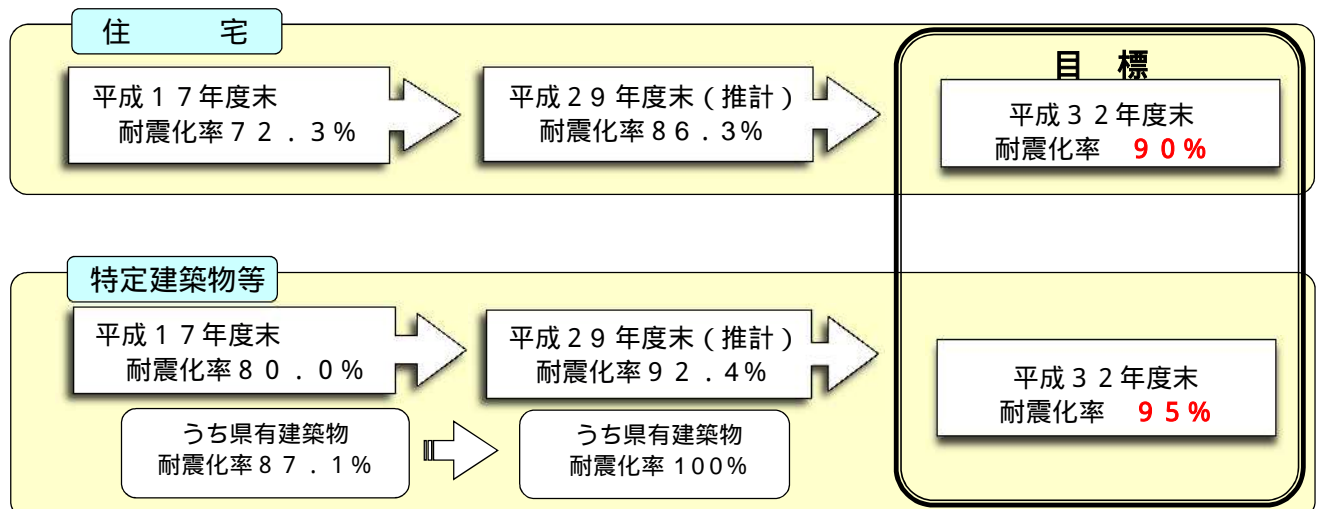
- ・ 緊急輸送道路の機能を確保するため、橋梁の耐震化や、のり面等の防災対策について、十分な予算を確保すること
- ・ 避難路沿道建築物の耐震化を促進するため、耐震対策緊急促進事業の適用期限の延長を行うこと

- ・ 大規模地震後の救急救命活動や復旧活動において重要となる、緊急輸送道路の信頼性、安全性を高めるため、橋梁の耐震化や、のり面等の防災対策を進めているが、事業推進には多大な費用を要することから、国による財政支援の充実が必要である。
橋 梁： 緊急輸送道路における 1.5 m 以上の橋梁及び跨線橋・跨道橋の耐震化を平成 31 年度までに完了する。
法面防災： 道路防災危険箇所、20 箇所の対策を平成 31 年度までに完了する。
- ・ 大規模地震後の避難や緊急車両の通行を確保するためには、避難路沿道建築物の耐震化は極めて重要であるが、耐震化には所有者に多額の費用負担を要する。
- ・ 更に、現状では耐震診断の実施率が低いことや、今後、診断により耐震性が低いとされた建築物の改修工事等が、本格化を迎えることから、平成 30 年度末までの制度である「耐震対策緊急促進事業」の継続が必要である。

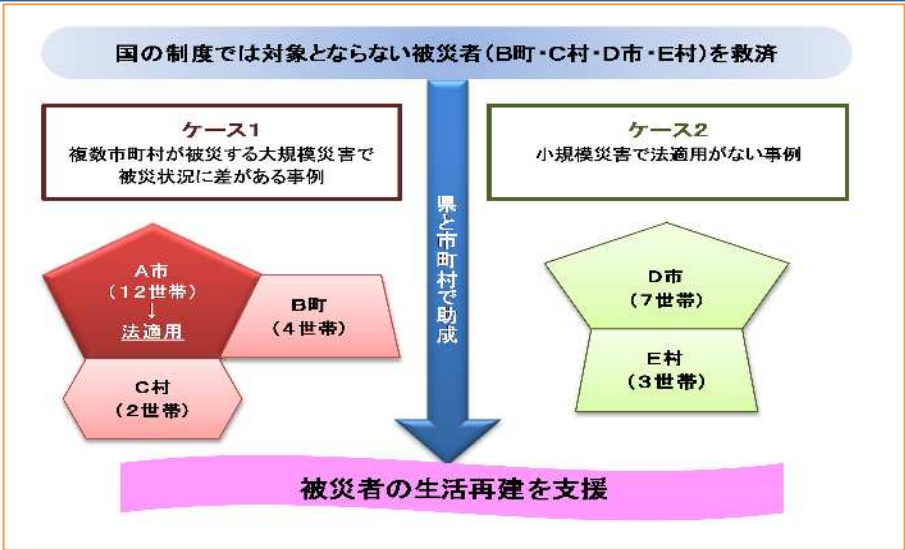
県内市町村からも防災・災害対策の充実・強化について要望が出されている。

山梨県の耐震化の現状と目標設定

山梨県耐震改修促進計画(平成 28 年 3 月改定)より



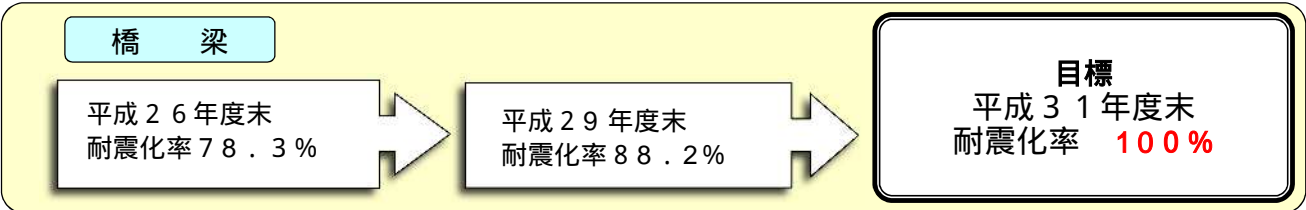
山梨県の被災者支援制度



山梨県のDMAT 活動訓練状況



緊急輸送道路上の15m以上の橋梁及び跨線橋・跨道橋の耐震化の現状と目標設定



避難路沿道建築物の耐震化（耐震対策緊急促進事業の適用期限の延長）

					追加支援の延長	
1. 耐震診断	防災・安全交付金 (国費) 1/3	耐震緊急 (国費) 1/6	県費 1/4	市町村費 1/4		
2. 耐震改修	防災・安全交付金 (国費) 1/3	緊急 (国費) 1/15	県費 1/6	市町村費 1/6	所有者負担 4/15	

1 1 警察官の増員及び装備資機材の整備による治安基盤の強化について

提案・要望先 警察庁

【財政要望・制度等要望】

- (1) 警察官の増員による人的基盤の強化 (警察庁)
- (2) 装備資機材の整備による治安基盤の強化 (警察庁)

【提案・要望の具体的内容】

- (1) 治安に対する県民の不安を解消し、安全・安心なやまなしを実現する上で必要不可欠な人的基盤を強化するため、本県警察官を増員すること

- ・ 県内の治安情勢等は、刑法犯認知件数が減少傾向にあり、一定の改善がみられるものの、電話詐欺や人身安全関連事案が高止まりとなっているほか、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等におけるテロ対策、富士山噴火、首都直下地震等の災害対策等、課題が山積している。
- ・ 一方で首都圏に位置する本県は、他の同規模県と比較して刑法犯認知件数や交通事故件数を始めとした警察事象が多く、警察官の負担率も高い傾向となっており、人的基盤の強化による事態対処体制の強化が課題となっている。

(2)

- ・ サイバー空間の脅威やインターネット利用犯罪等への対処体制を強化するため、サイバー犯罪捜査用資機材（スマートフォン解析用PC等）を整備すること
- ・ 富士山噴火、南海トラフ地震、首都直下地震等の大規模災害の発生に備えるため、災害対策用資機材（重機、災害訓練ユニット、水陸両用車等）を整備すること
- ・ 大型車両等を使用したテロに対する阻止対策を強化するため、テロ防止対策用資機材（大型車両阻止アンクル）を整備すること
- ・ 街頭犯罪等に対する効果的な捜査を進めるため、秘匿性の高い捜査用カメラ、捜査用車両等を整備すること

- ・ 治安維持の基盤となる警察活動を効果的に推進するには、警察官を始めとした警察職員の人的基盤のみならず、警察車両のほか、犯罪捜査、テロ、自然災害対策等の各種装備資機材の整備が必要不可欠である。
- ・ 一方、近年の科学技術の発達等に伴い、犯罪が悪質・巧妙化しているほか、大規模災害や国際テロ等の緊急事態の発生が懸念される中、個々の事態に的確に対応するための装備資機材の整備が課題となっている。

災害対策用資機材



重機

災害対策用資機材



災害訓練ユニットを使用した訓練

災害対策用資機材



水陸両用車

テロ対策用資機材



大型車阻止アングル

1 2 保育人材の確保策の充実・強化について

提案・要望先 内閣府、厚生労働省

【制度等要望】

(1) 保育士の負担軽減等への支援及び処遇改善 (内閣府、厚生労働省)

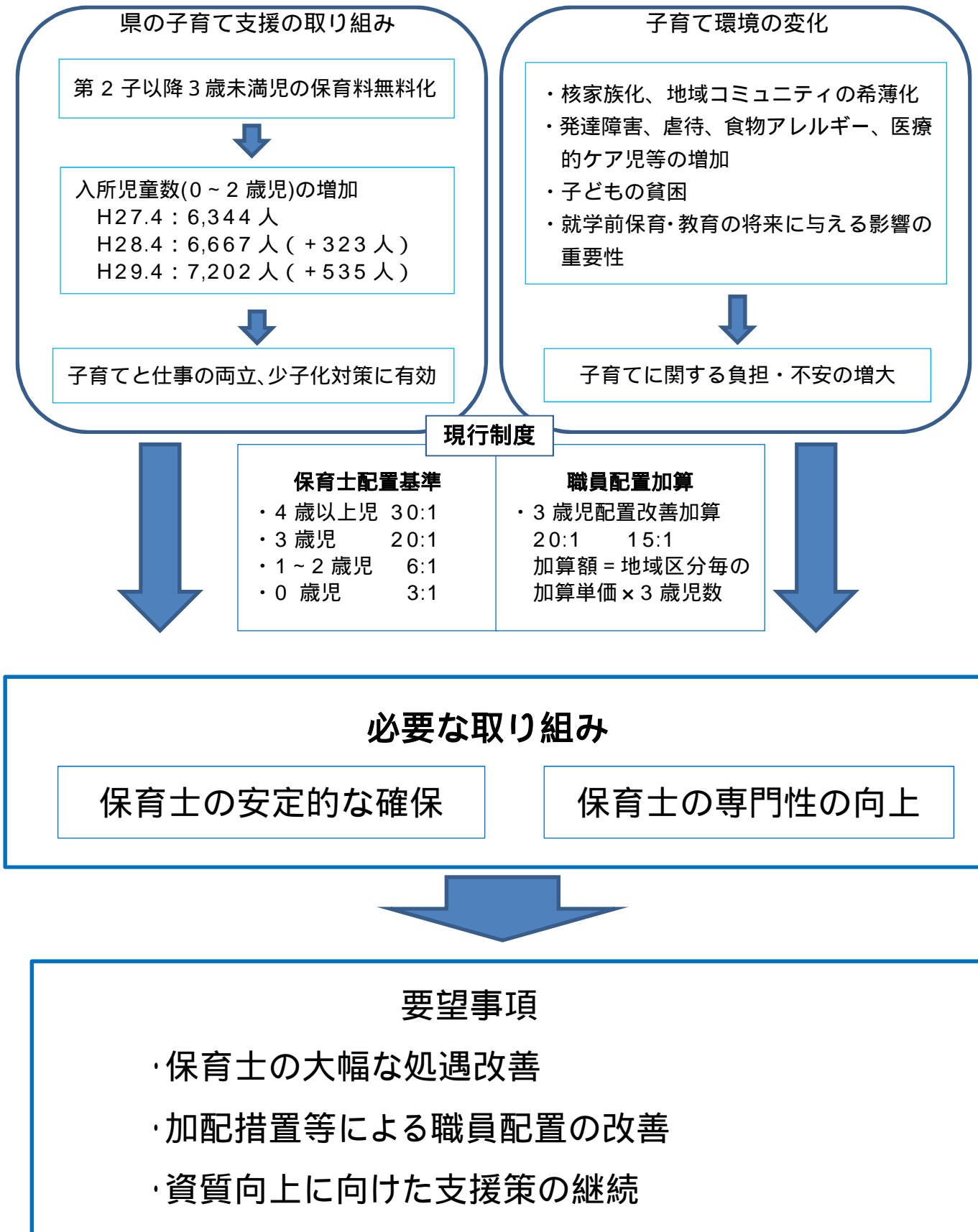
【提案・要望の具体的内容】

- ・ 保育士の負担軽減及び専門性の向上を図る観点から、加配措置に関する加算制度を充実するとともに、資質向上に向けた支援策を継続すること
- ・ 就学前における保育の重要性のほか、出生率や女性就業率の向上を図る観点から、保育士を安定的に確保するため、他職種との賃金格差の早急な解消など、更なる処遇改善を図ること

- ・ 本県では、平成28年度から都道府県では全国で初めてとなる、第2子以降3歳未満児の保育料無料化を実施し、仕事と子育ての両立支援を図っている。
- ・ その結果、3歳未満の入所児童数が大幅に増加するとともに、「もう一人子どもを持って良かったと思うきっかけになると思う」などの声も寄せられるなど、少子化対策にも有効であると考えている。
- ・ 一方で、本県では、待機児童は生じていないものの、保育士の確保が困難となる状況も懸念される。
- ・ 国においては、保育人材に係る貸付制度の創設や民間保育士に対する処遇改善など様々な施策を実施しているが、今後、幼児教育の無償化や子育て安心プランの実施を見据えると、更なる拡充策が必要な状況となっている。
- ・ また、子どもを取り巻く環境の変化に伴い、保育所や保育士に求められる支援機能が多様化・複雑化し、保育士には、これまで以上に専門性を生かした役割の発揮が求められていることから、保育士の負担軽減と更なる処遇改善を図る必要が生じている。

県内市町村からも保育士の職場環境の充実や公立の保育士を始めとした人材の確保等について要望が出されている。

保育人材確保策の充実・強化について



1 3 少子化対策等の充実・強化について

提案・要望先 内閣府、厚生労働省

【財政要望・制度等要望】

- (1) 多子世帯の保育料減額制度の拡充 (内閣府、厚生労働省)
- (2) 地域少子化対策に係る交付金の継続と要件緩和 (内閣府)
- (3) 乳幼児医療費の負担軽減 (厚生労働省)
- (4) 「地域子供の未来応援交付金」の恒久化等 (内閣府)

【提案・要望の具体的内容】

- (1) 平成 2 9 年 1 2 月 8 日に閣議決定された「新しい経済政策パッケージ」の中で、幼児教育の無償化を一気に加速させ、広く国民が利用している 3 歳から 5 歳までの全ての子どもたちの幼稚園、保育所、認定こども園の費用を無償化し、0 歳から 2 歳児については、当面、住民税非課税世帯を対象として無償化を進めることとし、現在、住民税非課税世帯の第 2 子以降が無償とされているところであるが、保育料減額制度を更に拡充すること

- ・ 全国調査によると、出生児数は理想とする子どもの数を下回っており、その要因として教育・保育にかかる経済的負担が大きいことが挙げられている。
- ・ 本県の調査においても、欲しい子どもの数を持たない理由の第 1 位が「子育て・教育にお金がかかる」という結果であり、特に 3 歳未満児の保育料は、3 歳以上の子どもより年間 1 0 万円程度高い状況である。
- ・ このため、本県では、平成 2 8 年度より県内の全市町村と連携し、第 2 子以降の 3 歳未満児の保育料無料化を実施しているが、県・市町村とも財政負担が大きい。

- (2) 結婚・妊娠・出産・育児への支援に安定的に取り組むため、交付金制度を継続するとともに、地域の実情に応じた取り組みが行えるよう、補助対象を継続事業まで拡大するなど要件を緩和すること

- ・ 本県では、国の地域少子化対策重点推進交付金を活用して、結婚を希望する者に出会いの場を創出するなどの支援を行っているが、短期間で効果が現れるものではなく、一定期間継続して取り組むことが必要である。
- ・ 一方で、本交付金については、毎回、補助対象となる事業の要件が見直されるなど制度が安定していないため、計画的な事業実施に影響が及んでいる。
- ・ 更に、昨年 1 2 月 2 0 日に内閣府が開催した「地域少子化対策重点推進交付金自治体担当者説明会」において、平成 3 1 年度実施事業のうち、設置後 3 ヶ年度を経過した結婚支援センターの従前からの運営費は本交付金の対象としない旨の方針が示された。

- ・ このため、本交付金を安定的な制度とするとともに、地域の実情に応じた柔軟で効果的な取り組みができるよう、継続事業も補助対象にするなど、使い勝手のよい制度にする必要がある。

(3) 窓口無料化（現物給付方式）による公費負担制度を確立すること

- ・ 本県では、乳幼児のいる家庭の経済的負担の軽減と健康の保持・増進を図るため、市町村が行う医療費助成事業に対し、県独自の制度として、1 / 2を補助しているが、県及び市町村にとって大きな財政負担となっている。国においても少子化対策大綱を策定し、子育て世帯に対し様々な面での負担軽減に取り組むこととしていることから、医療費の公費負担制度を確立する必要がある。

(4) 地域において効果的な支援を可能とするため、「地域子供の未来応援交付金」の恒久化及び対象事業の拡大などによる運用の弾力化を図ること

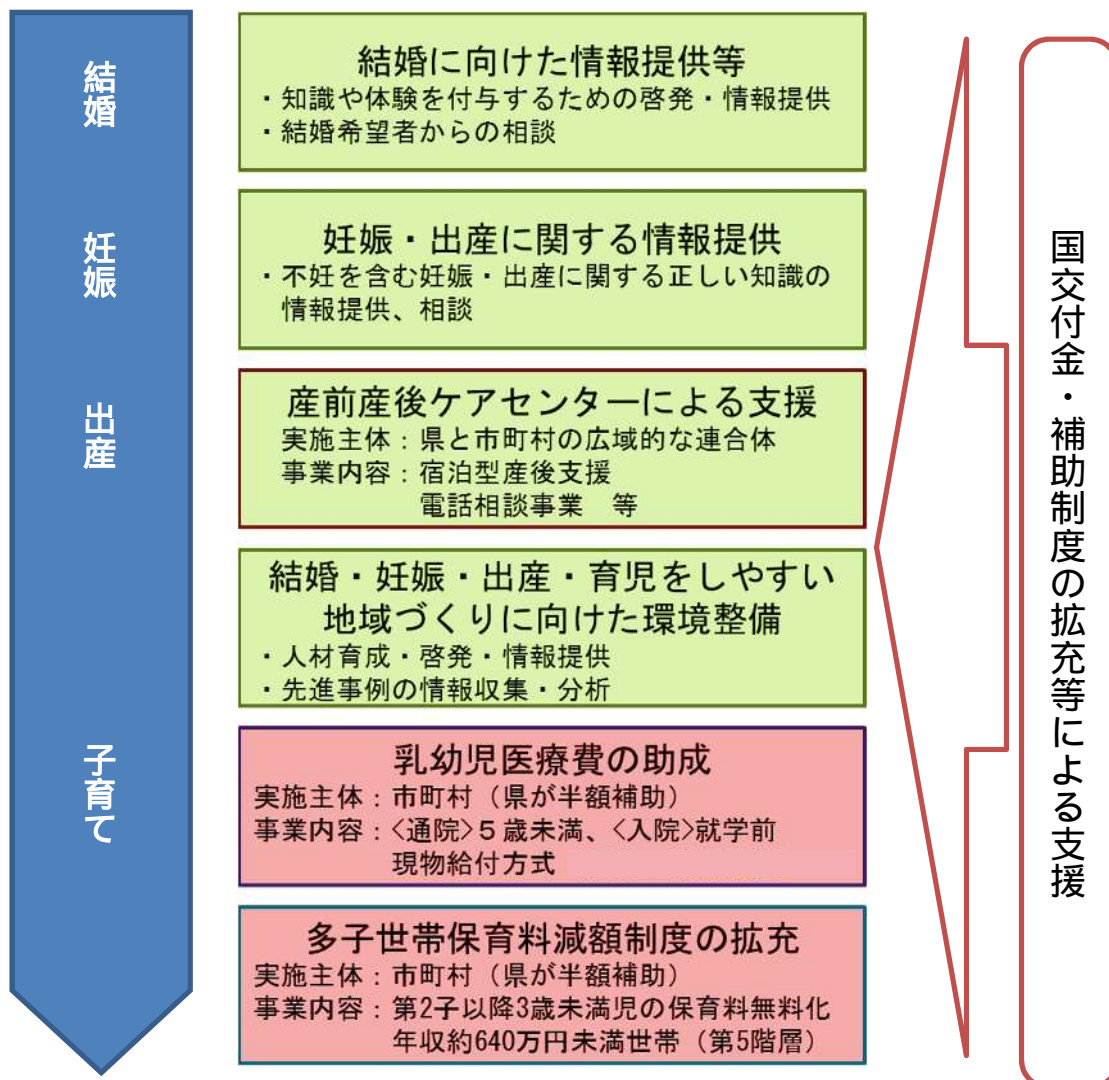
- ・ 本県では、平成28年3月に「やまなし子どもの貧困対策推進計画」を策定するとともに、平成29年6月には、県、市町村及び関係機関で構成する推進協議会を設置し、計画に基づき関係機関が連携して貧困対策に取り組んでいる。
- ・ また、子どもの貧困に関わる全県的な調査を実施し、本県の子どもの相対的貧困率が10.6%であることや、いくつかの課題が明らかになった。
- ・ これを受け、平成30年度から実施する地域の支援機関同士が連携する体制づくりを担う地域コーディネーターの養成や連携体制の整備など総合的な貧困対策を引き続き推進していくためには、市町村、地域の支援団体等の活動を支える継続的な財源確保が課題となっている。

県内市町村からも保育料減額制度の拡充や乳幼児等の医療費の公費負担制度の確立等について要望が出されている。

山梨県の少子化対策

ライフステージに応じた切れ目ない支援を
総合的に行っていくことが必要

切れ目ない支援



保育所に係る多子世帯保育料負担軽減制度				
	国			山梨県
	H27	H28拡大	H29拡大	
対象児童	入所児童	入所児童	入所児童	3歳未満児
所得要件	なし	年収約360万円未満	市町村民非課税世帯 年収約260万円未満	年収約640万円未満
多子計算の範囲	同時入所児童数で計算 (小学校就学前)	制限なし	制限なし	制限なし
第2子	半額	半額	無料	無料
第3子以降	無料	無料	無料	無料

1 4 国民健康保険制度における財政支援について

提案・要望先 厚生労働省

【財政要望・制度等要望】

- (1) 持続可能な国民健康保険制度を確立するための財政基盤の強化
(厚生労働省)
- (2) 財政支援拡充の確実な実施 (厚生労働省)
- (3) 激変緩和措置の継続 (厚生労働省)
- (4) 国民健康保険組合が特定健康診査等を円滑に実施するための財政支援等
(厚生労働省)

【提案・要望の具体的内容】

- (1) 国民健康保険については、平成 3 0 年度から都道府県が財政運営の責任主体となり、国保運営の中心的な役割を担うことになったが、持続可能な制度の確立のため、引き続き、国の責任において財政基盤の確立を図ること

・ 本県では、国民健康保険における医療費総額は年々増加傾向にある。将来にわたり持続可能な制度を確立するためには、新たな地方負担を前提とせず、国の責任において、今後、医療費の増大に耐え得る財政基盤の確立を図る必要がある。

- (2) 国民健康保険への財政支援の拡充については、制度改革が円滑に実施されるよう確実に予算措置を講ずること

・ 平成 2 7 年度から実施している低所得者対策のための約 1 , 7 0 0 億円の公費投入の継続や、平成 2 8 年 1 2 月 2 2 日の社会保障制度改革推進本部決定で確約した平成 3 0 年度以降における保険者努力支援制度等の実施のための約 1 , 7 0 0 億円の財政支援の拡充については、国民健康保険制度改革の円滑な実施のため、確実に措置される必要がある。

- (3) 当分の間、被保険者の保険料負担が急激に増えることのないよう激変緩和を継続して行うなど、必要な措置を確実に講ずること

・ 本県では、新制度における市町村納付金が、従前の制度における納付金相当額を超過する市町村が生じた場合、国の財政措置（平成 3 0 年度暫定措置分 約 3 0 0 億円）を活用して激変緩和を行うこととしている。

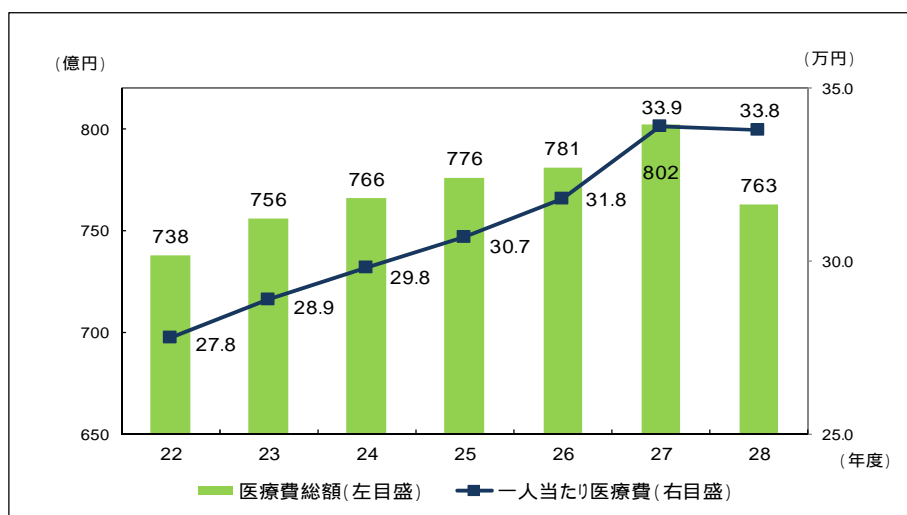
- ・ 国は当該財政措置について、平成31年度以降の予算額を漸減させていくとしているが、平成31年度以降も被保険者の理解を得ながら、国民健康保険制度改革が円滑に実施されるためには、負担が急激に増加することがないように十分な財政措置を講ずる必要がある。

(4) 国民健康保険組合が行う特定健康診査等に対する財政支援について、法令上明確に規定した上で、所要の措置を講ずること

- ・ 平成20年度から医療保険者に実施が義務付けられた特定健康診査・特定保健指導について、市町村が実施する場合には、国民健康保険法により、その費用の3分の1に相当する額を国及び県がそれぞれ負担することとされている。
- ・ 一方、同法では、国民健康保険組合がこれを実施する場合には、その費用に対して、国は一部を補助できる、都道府県は補助できるとのみ規定されている。
- ・ また、県外に本部を置き、県内に支部がある国民健康保険組合については、支部の組織や経理の状況等が把握できない状況となっている。
- ・ このため、国民健康保険組合が行う特定健康診査・特定保健指導に対する財政支援について法令上明確に規定した上で、地方負担に対する財政上の所要の措置を講ずるとともに、支部の経理の状況等について都道府県ごとに把握できる仕組みを構築する必要がある。

県内市町村からも国民健康保険制度における財政支援について要望が出されている。

山梨県における国民健康保険の医療費の推移



(厚生労働省資料) **国保制度改革の概要(公費による財政支援の拡充)**

国民健康保険に対し、平成26年度に実施した低所得者向けの保険料軽減措置の拡充(約500億円)に加え、**毎年約3,400億円の財政支援**の拡充等を以下の通り実施することにより、国保の抜本的な財政基盤の強化を図る。

※ 公費約3,400億円は、現在の国保の保険料総額(約3兆円)の1割を超える規模

※ 被保険者一人当たり、約1万円の財政改善効果

<平成27年度から実施>(毎年約1,700億円)

○ **低所得者対策の強化**のため、保険料の軽減対象となる低所得者数に応じた自治体への財政支援を拡充(約1,700億円)

<平成30年度から実施>(毎年約1,700億円)

- | | | |
|--|---|---------|
| ○ 財政調整機能の強化 (財政調整交付金の実質的増額) | } | 約800億円 |
| ○ 自治体の責めによらない要因 による医療費増・負担への対応
(精神疾患、子どもの被保険者数、非自発的失業者等) | | |
| ○ 保険者努力支援制度 ・ 医療費の適正化 に向けた取組等に対する支援 | | 約840億円※ |
| ○ 財政リスクの分散・軽減方策 (高額医療費への対応) | | 約60億円 |

※平成29年度に財政安定化基金の特例基金として措置した500億円のうち、170億円を充てる。

平成27年度から、財政安定化基金を段階的に造成しており、平成30年度は、**300億円を積増し**
 本体部分の積立額・・・平成27年度200億円 ⇒ 平成28年度600億円 ⇒ 平成29年度1,700億円 ⇒ **平成30年度2,000億円**

○ あわせて、医療費の適正化に向けた取組や保険料の収納率向上などの事業運営の改善等を一層推進し、財政基盤の強化を図る。

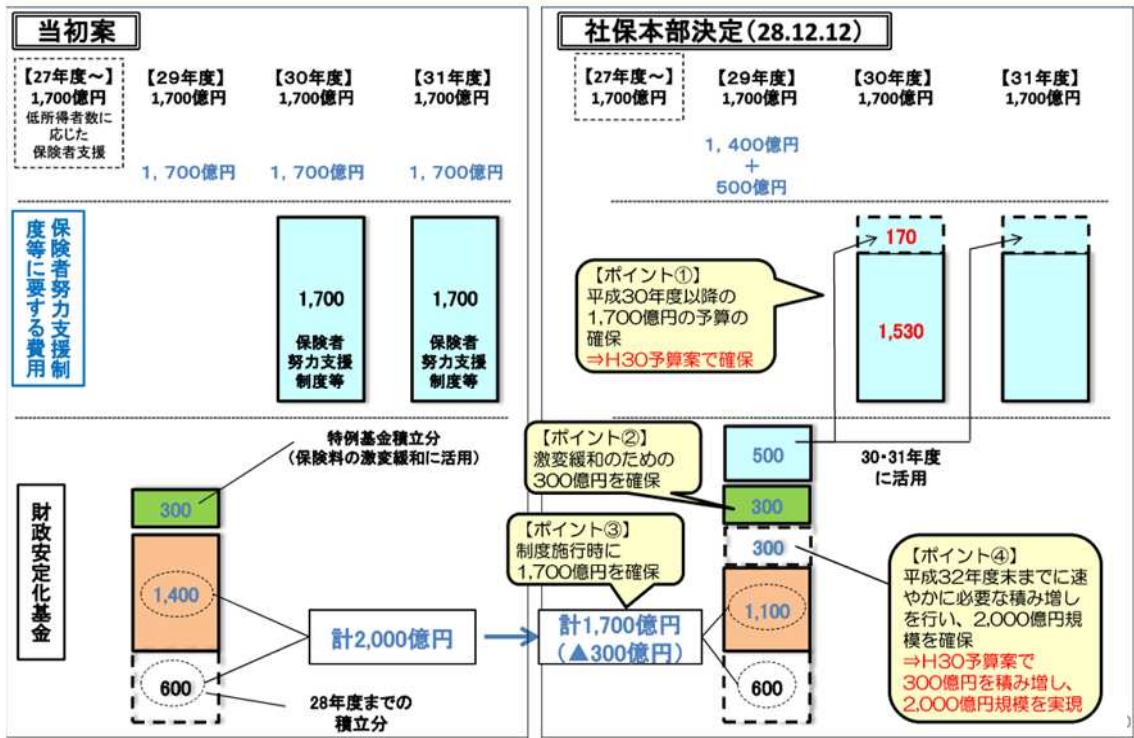
今後の社会保障改革の実施について

(平成28年12月22日)
 社会保障制度改革推進本部決定

「医療保険制度改革骨子」(平成27年1月13日社会保障制度改革推進本部決定。以下「改革骨子」という。)における制度改革の実施については、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律」(平成28年法律第85号)等に基づき平成31年10月に消費税率が引き上げられることを踏まえ、以下の方針により、引き続き着実に進めていくこととする。

(1) 国民健康保険への財政支援の拡充については、改革骨子の考え方に沿って国保改革を着実に実施していくため、後期高齢者支援金の全面総報酬割の実施に伴い生じる国費を含めた社会保障の充実財源の中で、下記のとおり対応する。

- ① 平成30年度以降、国保改革(都道府県単位化)と併せて実施される保険者努力支援制度等の実施のために必要となる約1,700億円を確保する。このため、平成32年度に消費税率(国分)が満年度化することも踏まえ、平成30年度及び平成31年度において、財政安定化基金の一部を活用する。
- ② 平成29年度予算においては、都道府県が保険料の激変緩和を目的として市町村に資金を交付するための約300億円及び上記①による活用も念頭に置いた約500億円を別途財政安定化基金の積立てに措置する。
- ③ 上記②による積立分を除く財政安定化基金については、平成29年度はこれまでの積立分と合わせて1,700億円規模を確保し、平成32年度末までに、新制度の運営状況を踏まえながら、速やかに必要な積増しを行い、2,000億円規模を確保する。



(厚生労働省資料) 国保制度における平成30年度の公費拡充について【概要】

(平成29年7月5日国保基盤強化協議会事務レベルWG とりまとめを一部修正)



※特別高額医療費共同事業への国庫補助を拡充し、60億円を確保

※平成31年度以降の公費の在り方については、施行状況を踏まえ、地方団体と十分に協議を行った上で決定するものとする

1 5 医療費の窓口無料化に係る財政負担の軽減について

提案・要望先 厚生労働省

【制度等要望】

- (1) 医療費の窓口無料化 (厚生労働省)
- (2) 国民健康保険の国庫負担金等減額調整の廃止 (厚生労働省)

【提案・要望の具体的内容】

- (1) 乳幼児、ひとり親家庭、重度心身障害児(者)の医療費について、市町村が行う助成事業に対し、県独自の制度として1/2を補助しているが、大きな財政負担となっているため、医療費の窓口無料化(現物給付方式)による公費負担制度を確立すること

- ・ 本県では、乳幼児、ひとり親家庭や重度心身障害児(者)のいる家庭の経済的負担の軽減と健康の保持・増進を図るため、市町村が行う医療費助成事業に対し、県独自の制度として、1/2を補助している。
- ・ この事業については、同様に各都道府県でも実施されているが、県及び市町村にとって大きな財政負担となっている。
(H 2 8 年度 県・市町村合算負担額 約 4 5 億円)
- ・ また、受給者の経済的、時間的負担を軽減するため、県独自に窓口無料化(現物給付方式)を実施(重度心身障害児(者)については中学生まで)しているが、これに伴い、国民健康保険の国庫負担金(療養給付費負担金)等の市町村への交付額に減額調整が適用され、県及び市町村にとって更に大きな財政負担となっている。
(H 2 8 年度 県・市町村合算減額調整額 約 1 億円)

- (2) 市町村に対する国民健康保険国庫負担金等の減額調整措置は、未就学児については平成30年度より廃止されたが、就学後の子ども等についても廃止すること

- ・ 平成30年度より、未就学児までを対象とする医療費助成については、国保の減額調整措置を廃止したが、就学後の子どもや重度心身障害者等の医療費助成については、減額調整措置が継続して行われている。

県内市町村からも乳幼児等の医療費の公費負担制度の確立等について要望が出されている。

山梨県の取り組みと課題

本県のこれまでの取り組み

- 平成 20 年 3 医療費事業について窓口無料化開始
- 平成 26 年 重度心身障害者医療費助成制度を自動還付方式に変更
- 平成 28 年 重度心身障害児(中学生まで)を窓口無料方式に再度変更

- ・利用者の経済的負担の軽減 健康の保持・増進に寄与
- ・現物給付方式により経済的、時間的負担が軽減 福祉の増進に大きく寄与

県及び市町村の大きな財政負担が課題

国は、「平成30年度より、未就学児までを対象とする医療費助成については、国保の減額調整措置を行わない」とする方針を示したが、更なる財政負担の軽減が必要

要望

- ・窓口無料化による公費負担制度の確立
- ・窓口無料化に伴う減額調整の廃止

1 6 地域医療の充実・強化について

提案・要望先 厚生労働省

【制度等要望】

- (1) 医師の地域・診療科偏在の解消 (厚生労働省)
- (2) 地域医療介護総合確保基金 (医療分) の柔軟な制度運用 (厚生労働省)

【提案・要望の具体的内容】

- (1) 医師の地域偏在や診療科偏在の解消を図るため、新専門医制度や臨床研修制度による医師不足地域での一定期間の診療を義務付けるとともに、産科など不足する診療科医師を育成・確保するための施策を充実すること

- ・ 本県において、医師不足は極めて深刻であり、加えて地域間の偏在により、地域の病院では日常の診療にも支障を来たしており、また、様々な診療科で医師不足が生じている。
- ・ このため、奨学金の創設をはじめ、医師確保のために様々な施策を実施しているところであり、国においても偏在の解消に向けた都道府県の取り組みを強化する法改正を進めているところであるが、各都道府県の個々の努力だけではこの状況を打開することは困難であることから、新専門医制度や臨床研修制度による医師不足地域での一定期間の診療を義務付けるなどの国の制度対応が必要である。

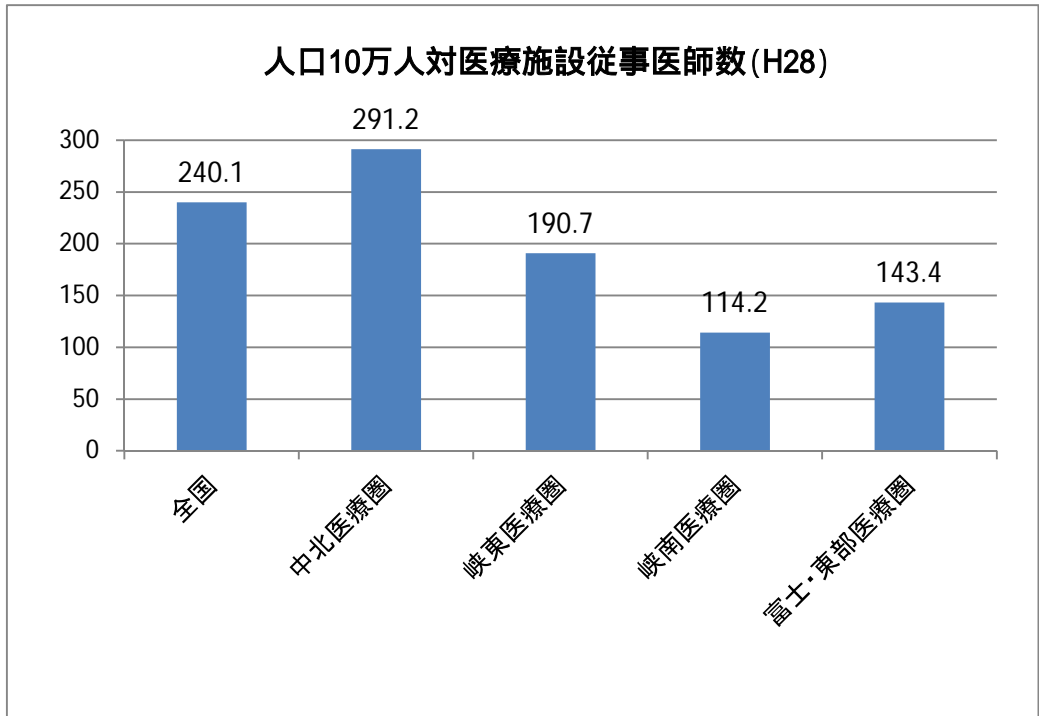
- (2) 地域医療介護総合確保基金 (医療分) については、事業区分間の額調整が不可とされるとともに、事業区分、については未計画額を解消する方針とされているが、地域の実情に応じた事業が必要な時に速やかに実施できるよう、基金の特徴を活かした柔軟な制度に改正すること

- ・ 地域医療介護総合確保基金 (医療分) については、事業区分間の額調整が不可とされていることから、在宅医療の充実、医療従事者の確保に向けた新規事業を縮小して実施せざるを得ないなどの支障が生じており、事業区分間の額調整を認めるなどの柔軟な制度運用や十分な予算確保が必要である。
- ・ また、区分 (在宅医療の充実)、(医療従事者の確保) について、平成 3 0 年度からは、過去に配分された基金を優先して執行する方針が示された。これまでは、早急に対応が必要な事業に対して過去に配分された基金による財源が確保されていることから、計画変更などにより直ちに執行できたが、今後は、この財源が当初計画事業に充てられてしまうことから、新たな配分を受けないと執行できない可能性がある。

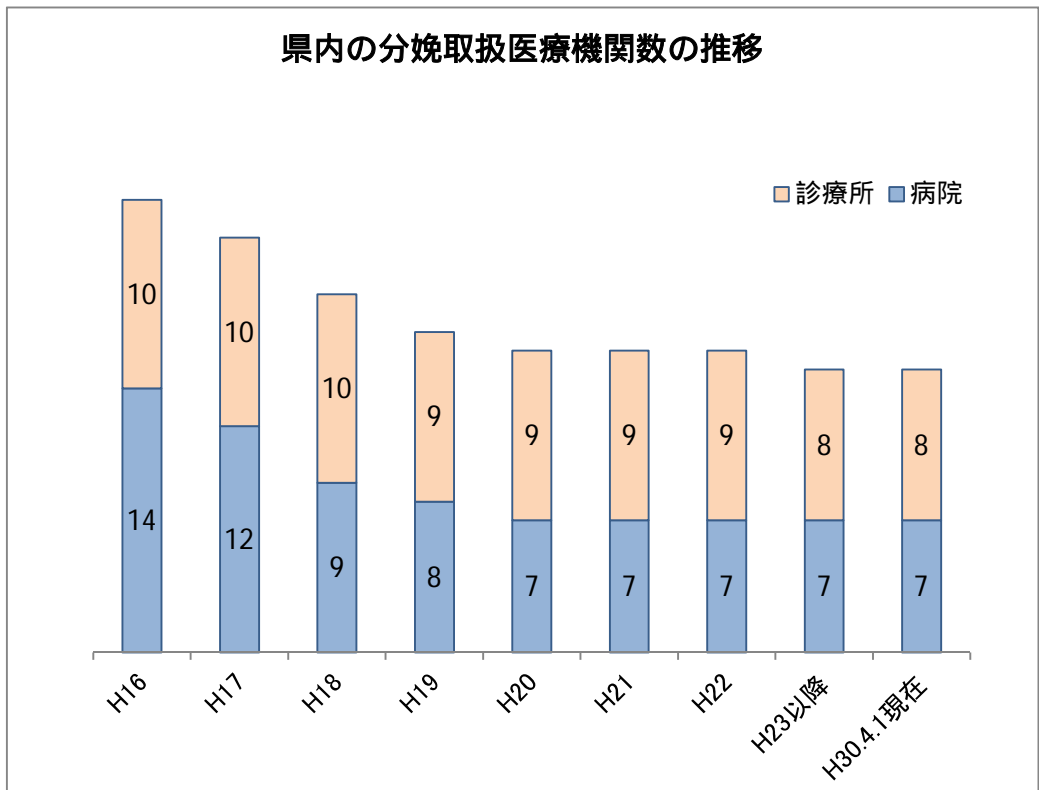
県内市町村からも産科医や医師不足地域への医師確保対策の強化について要望が出されている。

本県の医師不足の状況

【地域間偏在の状況】



【診療科偏在の状況】



17 医療・福祉に係る補助事業の予算の充実について

提案・要望先 厚生労働省

【財政要望】

- (1) 医療提供体制推進事業費補助金の予算の確保 (厚生労働省)
- (2) 地域生活支援事業費補助金の予算の確保 (厚生労働省)

【提案・要望の具体的内容】

- (1) 医療提供体制推進事業費補助金については、補助基準額に基づき要望しているところであるが、内示額が要望額を大幅に下回るため、補助基準額に応じた補助金が交付されるよう、十分な予算の確保と実情に応じた配分を行うこと

・ 医療提供体制推進事業費補助金は、地域の医療提供体制の推進に不可欠な補助金であるが、近年、内示額が事業計画額を大幅に下回る状況が続き、一部事業の中止や縮小などを余儀なくされているため、十分な予算の確保が必要である。

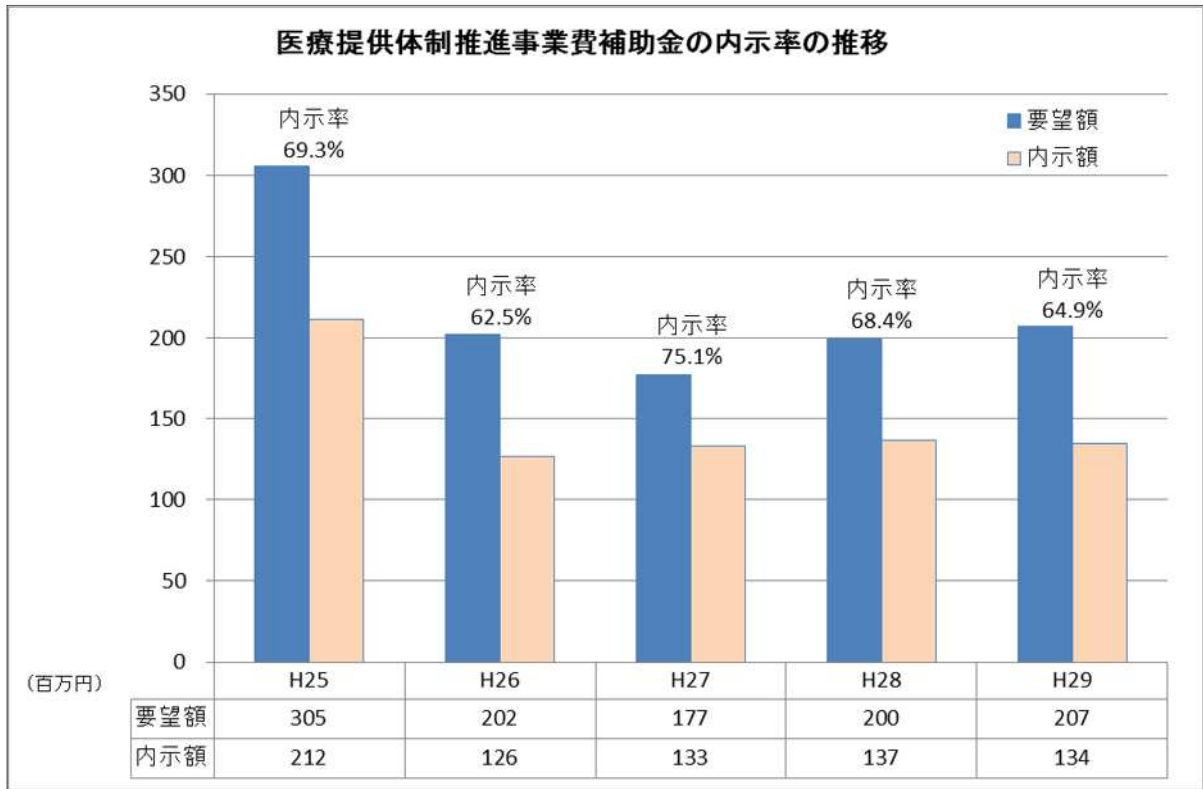
- (2) 都道府県、市町村が実施する地域生活支援事業については、障害者総合支援法で国が50/100以内を補助するとしているが、実際の補助額が要望額を大幅に下回るため、十分な予算の確保と実情に応じた配分を行うこと

・ 地域生活支援事業は、手話通訳者養成や一人での移動が困難な障害者に対する支援など、障害者が地域で生活するために不可欠な取り組みに対して支援を行うものであり、障害の重度化・高齢化などが進む中、今後、ニーズの増加が見込まれる。

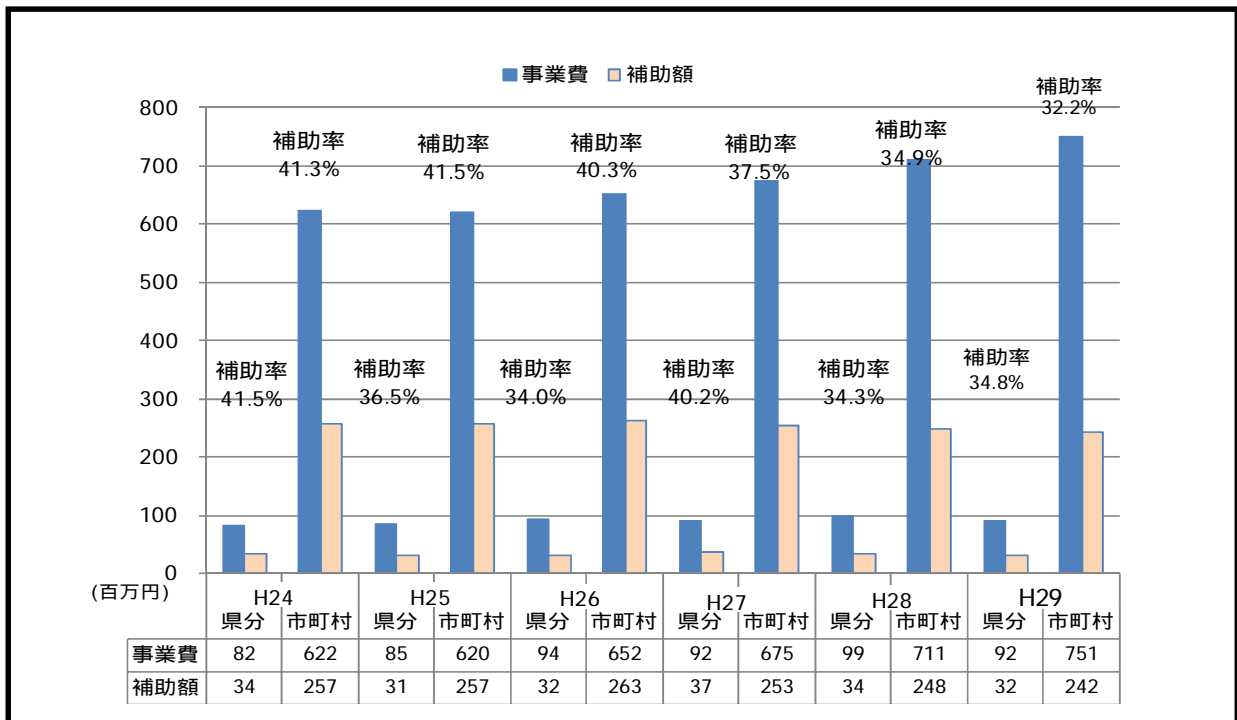
・ 現状、国の補助率は法律で50/100以内とされているが、実際の補助率は県・市町村分ともに35/100程度に留まっており、このことが事業量の確保ができない一因となっていることから、十分な予算の確保と実情に応じた配分を行うことが必要である。

県内市町村からも地域生活支援事業費補助金の財源確保について要望が出されている。

本県の医療提供体制推進事業費補助金の内示状況



地域生活支援事業は「都道府県事業」「市町村事業」毎に国から補助金配分額が示される。事業対象経費のうち、国補助率は34～41/100と低迷。(本来の国補は50/100以内)



18 G A P 認証食材の東京オリンピック・パラリンピックでの 利用促進等について

提案・要望先 農林水産省

【財政要望・制度等要望】

- (1) 東京オリンピック・パラリンピックにおけるG A P 認証食材の利用に向けた働きかけ (農林水産省)
- (2) 国際水準G A Pの認証拡大に向けた予算の確保 (農林水産省)

【提案・要望の具体的内容】

- (1) 東京オリンピック・パラリンピックでG A P 認証食材が積極的に利用され、P Rできるよう大会組織委員会及びサプライヤーに積極的に働きかけること

- ・ 東京オリンピック・パラリンピックの持続可能性に配慮した農産物の調達基準において、G A Pの取り組みが基準の一つとなったことから、本県では「農業生産工程管理(G A P)の共通基盤に関するガイドライン」に準拠した「やまなしG A P」を創設し、県内産地等におけるG A Pの取り組みを推進している。
- ・ 併せて、推奨される事項として設定された「障がい者が主体的に携わって生産された農産物」の生産の促進等を図るため、本年4月には「農福連携推進センター」を設置し取り組みを強化している。
- ・ 平成30年3月に東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が公表した大会における「飲食提供に係る基本戦略」では、日本の食文化の発信・継承のため、「各都道府県を通じて様々な地域特産物の情報を入手し、活用可能なものを選定し、これらを活用した飲食を提供する。この際、地域特産物の特徴等の情報についても発信を行う」としている。
- ・ 東京オリンピック・パラリンピックの飲食提供において、各都道府県の地域特産物等が積極的に活用され、国内外の多くの参加者にP Rできるよう、大会組織委員会及びサプライヤー(ケータリング業者等)に働きかけていくことが必要である。

- (2) 国際水準G A Pの認証拡大が加速的に進展するよう「G A P取組・認証拡大推進交付金」が創設されたが、今後の認証拡大に備えて、十分な予算を確保すること

- ・ 国では、東京オリンピック・パラリンピックへの供給のみならず、輸出拡大や農業人材の育成など、我が国の農畜産業強化を図る観点から、国際水準G A Pの取組及び認証取得の拡大を図ることとしている。
- ・ 本県においても、「やまなしG A P」の推進によりG A Pへの取組基盤を拡大し、それをステップとして、輸出拡大や農業人材の育成等につながる国際水準G A Pの取得推進のため、指導者の育成や認証取得希望者への取得支援を行うこととしている。
- ・ 国際水準G A Pの認証には、審査等に必要経費負担が大きいことから、国際水準G A Pの今後の認証拡大に備えて、G A P取組・認証拡大推進交付金の十分な予算枠の確保が必要である。

2020年 オリンピック・パラリンピック東京大会
持続可能性に配慮した農産物の調達基準(概要)

《農産物》

＜要件＞

- ① 食材の安全を確保するため、農産物の生産に当たり、日本の関係法令等に照らして適切な措置が講じられていること。
- ② 周辺環境や生態系と調和のとれた農業生産活動を確保するため、農産物の生産に当たり、日本の関係法令等に照らして適切な措置が講じられていること。
- ③ 作業者の労働安全を確保するため、農産物の生産に当たり、日本の関係法令等に照らして適切な措置が講じられていること。

(要件①～③を満たすことを示す方法)

ア JGAP Advance、
GLOBALG.A.P.、
組織委員会が認める認証
スキーム

イ 「農業生産工程管理(GAP)の
共通基盤に関するガイドライン」
に準拠したGAPに基づき生
産され、都道府県等公的機関
による第三者の確認

やまなしGAP

＜要件を満たした上で推奨される事項＞

- ・有機農業により生産された農産物
- ・障がい者が主体的に携わって生産された農産物
- ・世界農業遺産や日本農業遺産など国際機関や各国政府により認定された伝統的な農業を営む地域で生産された農産物

(海外産で、上記要件の①～③の確認が困難な場合)
組織委員会が認める持続可能性に資する取組に基づき生産され、トレーサビリティが確保されているものを優先

＜国産を優先的に選択＞

(国内農業の振興とそれを通じた農村の多面的な機能の発揮等への貢献を考慮)

(生鮮食品)

加工
(加工食品)

主要な原材料である農産物が本基準を満たすものを、可能な限り優先的に調達

サプライヤー(ケータリング事業者等)

やまなしGAP 認証制度の概要

平成29年7月1日制定

【申請者】 県内の農業者、農業法人、JA生産部会など

【取組事項】 やまなしGAP 導入基準書に定める次の事項を実践

- 1 食品安全を主な目的とする取組
- 2 環境保全を主な目的とする取組
- 3 労働安全を主な目的とする取組
- 4 農業生産工程管理の全般に係る取組
- 5 出荷団体の取組



【認証区分と品目】 果樹・野菜、水稻、麦、茶、その他作物(食用)

【認証登録の有効期間】 認証を受けた日から3年間

* 認証取得者は、年1回、内部点検と現地での実施状況を確認

【認証費用】 無料

【認証マーク】 認証取得者は認証マークを使用できる

19 地域材の利用拡大に向けた施策の充実・強化について

提案・要望先 林野庁

【財政要望・制度等要望】

- (1) 地域材利用促進のための需要喚起策の創設 (林野庁)
- (2) 木造公共建築物の整備に係る予算の確保等 (林野庁)

【提案・要望の具体的内容】

- (1) 平成27年度までは木材利用ポイント事業があったが、住宅などへの地域材利用を一層促進するため、消費者の需要を喚起する施策を創設すること

・ 本県では、東京オリンピック・パラリンピック競技施設等への県産FSC認証材の活用を働きかけるなど、地域材の需要拡大に向けて取り組んでいるところであるが、地域材の需要拡大を図るためには、住宅での利用を促進することが重要であり、消費者の関心が高かった木材利用ポイント事業などの需要を喚起する施策が必要である。

- (2) 平成28年度から木造公共建築物の整備に対する交付率が大幅に減じられているが、公共建築物の木造化を一層推進するため、十分な予算を確保するとともに、交付率の嵩上げの対象となる建築物を拡充すること

・ 国の「公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針」の変更などを踏まえ、昨年9月に「山梨県内の公共建築物等における木材の利用の促進に関する方針」を見直すとともに、既存の市町村方針についても見直しを働きかけるなど、公共建築物等の木造化・木質化に取り組んでいるところであるが、市町村のニーズに応えられるよう、国による十分な予算の確保が必要である。

・ 更に、平成28年度より交付率が1/2となる対象施設が限定されており、交付率の嵩上げの対象となる建築物の拡充が必要である。

県内市町村からも地域材利用促進に対する支援等について要望が出されている。

公共建築物等への地域材利用の取り組み



大月短期大学校舎



米倉山太陽光発電所PR施設
CLT材利用屋外休憩所

2 0 太陽光発電施設の放置を防止する仕組みの導入について

提案・要望先 資源エネルギー庁

【制度等要望】

(1) 太陽光発電施設の放置を防止する仕組みの創設等 (資源エネルギー庁)

【提案・要望の具体的内容】

- ・ 第三者機関が撤去等の費用を積み立てることにより、太陽光発電施設の撤去及び処分が確実に担保される制度を創設すること
- ・ F I T法における認定基準の遵守状況に係る発電事業者に対する確認・指導は、国が責任を持って行うこと
- ・ 固定価格買取期間終了後の太陽光発電施設の撤去及び処分費用については、事業者が積み立てを行うこととなっているが、買取期間が実際に終了した後や事業者が経営破綻等したときには、確実に施設の撤去及び処分が行われないことが予見され、防災上、安全上、景観上などにおいて大きな問題となる。
- ・ また、F I T法では、地方公共団体の長に対して権限が委任されていないが、認定基準の一つである「関係法令、条例の遵守」違反において、違反事案の国への通報を行うよう、法整備がないまま協力依頼という形で地方自治体に求めており、責任の所在が不明確となっている。

平置き型太陽光発電システム (例)



集光型太陽光発電システム (例)



2 1 公共職業能力開発施設の訓練生を対象とした経済的支援について

提案・要望先 厚生労働省

【制度等要望】

(1) 公共職業能力開発施設の訓練生を対象とした給付型奨学金制度の創設

(厚生労働省)

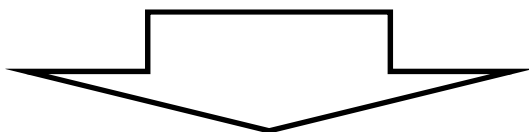
【提案・要望の具体的内容】

- ・ 職業能力開発促進法第16条に規定する公共職業能力開発施設の訓練生を対象とした給付型奨学金制度を創設すること

- ・ 国では、「一億総活躍社会」の実現に向けた重要施策の一つとして、平成29年度に、経済的な理由で進学を断念せざるを得ない学生等の進学を後押しすることを目的に給付型奨学金制度を創設したところである。
- ・ しかしながら、当該制度は、大学や高等専門学校等の学生等が対象となっており、職業能力開発短期大学校等の公共職業能力開発施設で学ぶ訓練生は対象となっていない。
- ・ 人口減少が進む中、労働力不足への対処は喫緊の課題であり、本県産業界の持続的な発展を支える人材の育成は、地方創生の実現に極めて重要である。
- ・ このため、公共職業能力開発施設の訓練生についても、大学・高等専門学校等の学生と平等な就学機会が確保できるよう、同等の経済的支援を行う必要がある。

公共職業能力開発施設の訓練生を対象とした 経済的支援

- ・人口減少が進む中、労働力不足への対応は喫緊の課題
- ・本県産業界の持続的な発展を支える人材育成は、地方創生の実現に極めて重要



大学、短大、高専 等
(文部科学省所管)

貸与型奨学金

給付型奨学金

(一人当たり月額)

国公立(自 宅) 2万円

国公立(自宅外) 3万円

私 立(自 宅) 3万円

私 立(自宅外) 4万円

(独)日本学生支援機構の奨学金制度

公共職業能力開発施設
(厚生労働省所管)

融資制度

- ・技能者育成資金(労働金庫)



**同等の経済的
支援が必要**

本県独自の制度(平成30年度に創設)
公共職業能力開発施設(専門課程・普通課程)の訓練生を対象とした就学給付金制度
(一人当たり月額) 2万円

2 2 観光振興に対する財政支援の充実について

提案・要望先 国土交通省、観光庁

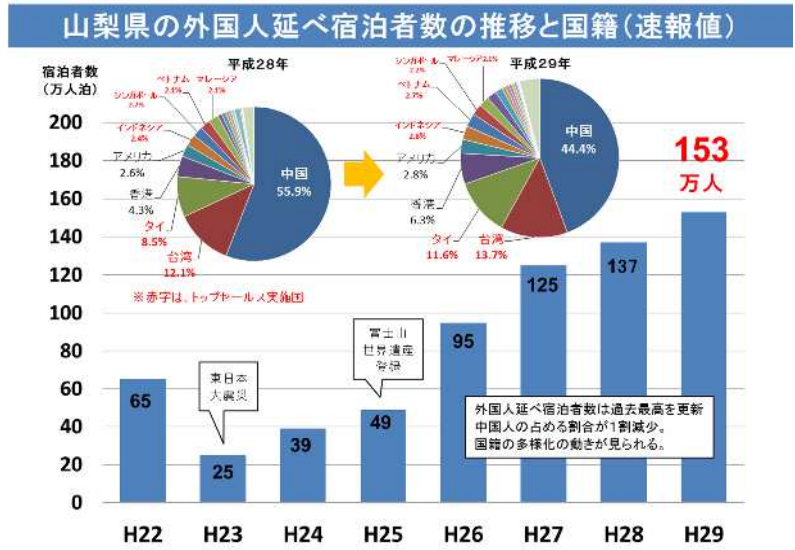
【財政要望・制度等要望】

- (1) 国際観光旅客税の税収の地方への配分 (国土交通省、観光庁)
- (2) DMOとしての活動を確立するための継続的な財政支援 (国土交通省)

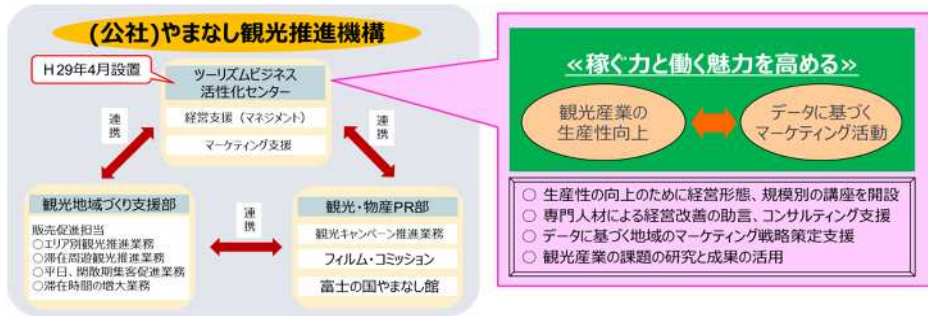
【提案・要望の具体的内容】

- (1)
 - ・ 様々な国からの観光客に対するストレスフリーで快適に旅行できる環境の整備へのきめ細かい財源として配分すること
 - ・ 日本版DMO登録法人の自立的・継続的な運営及び候補法人の確立に要する財源として配分すること
 - ・ 平成29年12月22日、平成30年度税制改正の大綱において、観光促進のための税として国際観光旅客税の創設が閣議決定され、同日、観光立国推進閣僚会議において、国際観光旅客税の用途に関する基本方針等により、観光財源を充当する施策は次の考え方を基本とされた。
 - 受益と負担の関係から負担者の納得が得られること
 - 先進性が高く費用対効果が高い取り組みであること
 - 地方創生をはじめとする我が国が直面する重要な政策課題に合致すること
 - ・ また、平成31年度の観光財源を充当する具体的な施策・事業は、明日の日本を支える観光ビジョン構想会議の観光戦略実行推進タスクフォースにおいて、民間有識者の意見も踏まえ検討することとされた。
 - ・ 平成30年1月30日、全国知事会国土交通常任委員会委員長名で、上記要望要旨について、国土交通大臣に意見が提出され、同年2月6日付け、上記基本方針及び前文会議において検討する旨回答がされた。
 - ・ 本県のDMOにおいては、現在、地方創生推進交付金を活用し、自立した運営を目指して取り組んでいるが、組織が自立し確立した活動が継続されるためには、一定期間の国による財源支援が必要であり、また、外国人観光客の受入環境整備についても、これまで少なかった国からの観光客の増加への対応(更なる多言語化)やIoT化の加速などへの対応も予測され、財源の確保が必要である。
- (2) 日本版DMOの自立的・継続的な運営に向けて、地方創生推進交付金の期間終了後においても、財政支援を一定期間講ずること

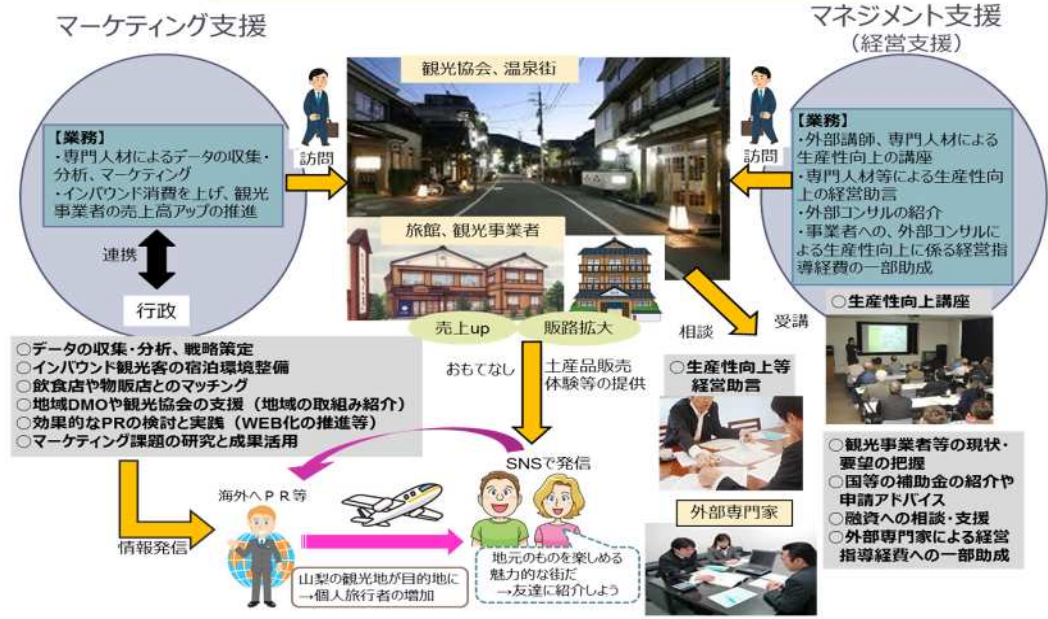
- 現在、DMOにおいては、地方創生推進交付金を活用しながら、自立した運営を目指して着地型旅行商品等の収益向上に取り組んでいるが、DMOの運営が自立し、確立するためには、地方創生推進交付金の期間延長や新たな財政措置を講ずるなど、一定期間の国による財政支援が必要である。



平成29年11月28日 (公社)やまなし観光推進機構が地域連携DMOとして登録



ツーリズムビジネス活性化センターの取組みについて



2 3 自立・分散型エネルギーシステムの導入促進について

提案・要望先 資源エネルギー庁、環境省

【財政要望・制度等要望】

(1) 自立・分散型エネルギーシステムの導入への支援の拡充

(資源エネルギー庁、環境省)

【提案・要望の具体的内容】

- ・ 地中熱ヒートポンプ、蓄電池、家庭用燃料電池、S O F Cハイブリッド機及び水素燃料電池バスの導入促進に向け支援措置の拡充を図ること
- ・ 工業団地における省エネルギー投資促進に向けた支援補助金及び自立・分散型エネルギーシステム構築支援補助金の拡充を図ること

- ・ 本県のエネルギー政策の基本指針となる「やまなしエネルギービジョン」(平成28年3月)では、自立・分散型エネルギー社会を構築し、2030年に県内の電力自給率を70%とすることとしているが、地中熱ヒートポンプ、蓄電池、家庭用燃料電池、S O F Cハイブリッド機などを広く普及させるに当たっては、機器が高額であることが導入の妨げになっていることから、国の支援が必要である。
- ・ また、やまなしエネルギービジョンの施策展開として平成30年3月に「やまなし水素エネルギー社会実現ロードマップ」を策定したところであり、運輸部門においても水素エネルギーの利用拡大などを目指し、2030年までに水素燃料電池バスを10台導入することとしているが、車両価格が高額であることが導入の妨げになっていることから、国の支援が必要である。
- ・ 更に、やまなしエネルギービジョンでは、家庭やオフィスなどに比べて大量なエネルギーを必要とする工業団地のスマート化について、2030年までに2箇所実施することとしているが、省エネ設備や自立・分散型エネルギーシステムの導入には多額の費用を要することから、国の支援が必要である。

家庭用燃料電池



燃料電池バス



2.4 いじめ・不登校等の課題に対応するための教職員定数の改善について

提案・要望先 文部科学省

【制度等要望】

(1) 加配教職員定数の改善 (文部科学省)

【提案・要望の具体的内容】

- いじめ・不登校対策などへの対応や初任者指導教員の配置に対して、国の加配措置の不足を県単独負担教員等により措置しているが、学校現場が抱える複雑化・多様化する諸課題へ対応できるよう、加配教職員定数を改善すること

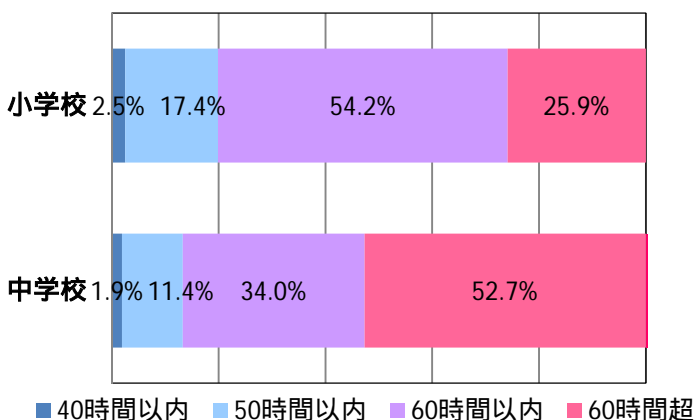
- いじめ・不登校等に対応するためには、教員が子ども一人ひとりに向き合う時間を確保し、子どもたちの個性に応じたきめ細かで質の高い教育を実現することが急務であることから、これまで国に対して、これらに対応するための加配申請をしてきたが、要望に満たない加配数となっている。
- 初任者指導教員の配置については、初任者4人当たり、ベテラン教員など指導力のある指導教員を1人配置する拠点校方式で行っているが、国への加配申請に対して、加配を受けた人数が不足している状況にある。
- 更に、校務分掌業務や部活指導等により教員が多忙化の現状にあり、小学校英語教育の早期化・教科化など新学習指導要領の円滑な実施などへの対応も求められている。
- こうした学校現場が抱える複雑・多様な諸課題に対応できるよう、加配教職員定数の改善が必要である。

県内市町村からも教職員定数の改善について要望が出されている。

教員多忙化の状況

平成29年度教員勤務実態調査結果

教員（教諭）の1週間の学内総勤務時間



教員（教諭）の主な業務内容割合（%）

主な業務内容	勤務日		週休日	
	小学校	中学校	小学校	中学校
授業	33.6	22.8	-	-
授業準備	12.1	17.4	33.3	5.2
成績処理	5.3	7.0	7.4	4.6
学年・学級経営	3.9	5.3	7.4	1.2
児童・生徒指導	19.8	24.5	-	0.6
学校行事	4.1	2.9	7.4	0.6
校務分掌	4.2	2.1	7.4	-
会議・校内研修	6.2	4.4	-	-
部活動指導	0.7	3.7	3.7	74.0
出張・研修会	2.9	3.1	11.1	5.2
保護者等外部対応	1.5	1.6	7.4	3.5
その他(事務処理等)	5.6	5.2	14.8	5.2

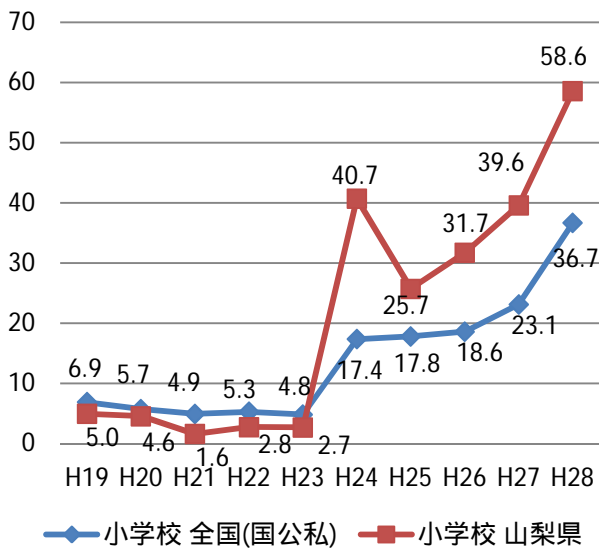
- 1週間当たりの学内総勤務時間について、小学校教諭の4分の1以上、中学校教諭の半数以上が、週60時間を超えている。
- 教員の業務としては授業、授業準備のほか、勤務日においては児童・生徒指導、週休日においては部活動指導（中学校）、出張・研修会などに多くの時間を費やしている。

いじめ・不登校等の状況

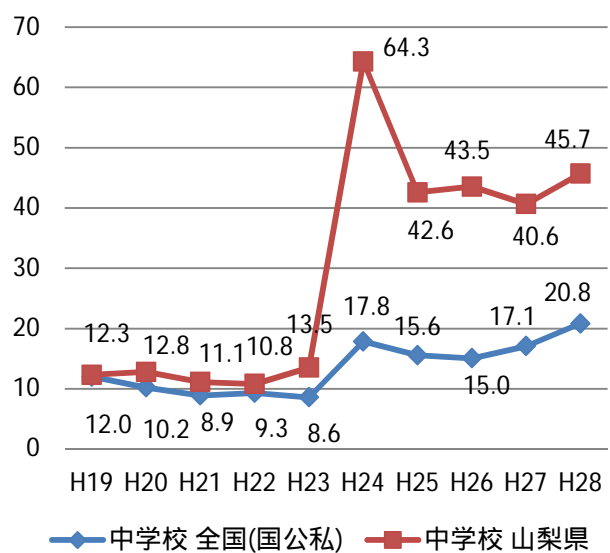
文部科学省・児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸課題に関する調査結果

- いじめについては、積極的な認知により、認知件数は小中ともに全国を上回っており、増加傾向にあるが、早期対応により高い解消状況（平成28年度：小・95.8%、中・92.8%）を示している一方、対応する教職員の負担は増大している。
- 平成19年度に中学校における1000人あたりの不登校生徒の発生率が全国ワーストとなったことをうけ、中学校におけるスクールカウンセラーの全校配置などの取組等により、不登校の発生率に改善傾向が見られるものの、依然として全国平均を上回るとともに、増減を繰り返しており厳しい状況である。

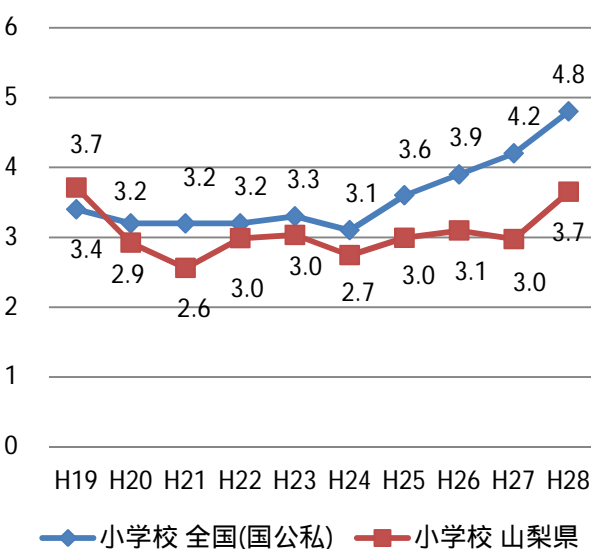
1000人あたりのいじめ認知件数
(小学校)



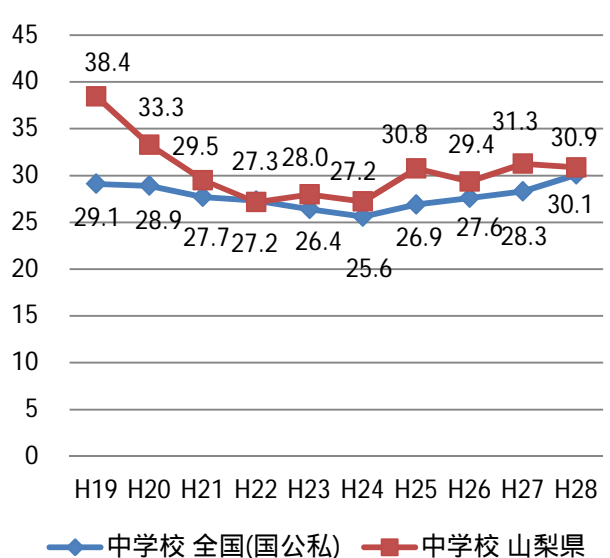
1000人あたりのいじめ認知件数
(中学校)



1000人あたりの不登校児童数
(小学校)



1000人あたりの不登校生徒数
(中学校)



2 5 富士山の保存整備対策の推進について

提案・要望先 文化庁、林野庁、国土交通省、環境省

【財政要望・制度等要望】

- (1) 省庁協働による支援体制の継続 (文化庁、林野庁、国土交通省、環境省)
- (2) 保存管理に対する支援の充実 (文化庁、環境省)

【提案・要望の具体的内容】

- (1) 富士山の保全・活用の推進を図り、その価値を後世に継承していくため、関係法令等を所管する省庁が連携し、課題解決に向けた支援に継続して取り組むこと

- ・ 平成25年6月、富士山が世界遺産として登録されたが、これと併せ、来訪者管理、情報提供、開発の制御などへの対応が課題とされ、平成28年1月、国は、これらの課題への対応方針等を反映した「各種戦略」や「世界文化遺産富士山包括的保存管理計画」を含む保全状況報告書をユネスコ世界遺産センターに提出したところである。
- ・ 国は、世界遺産条約の締結国として、世界遺産の保護、保存、整備及び次世代への継承等の責務を有していることから、富士山においても、その保全に係る関係法令等を所管する省庁が連携し、様々な課題解決に主体性を持って、継続的に取り組む必要がある。

- (2) 世界遺産富士山の各種保全策の実施には多大な財源を要することから、県・市町村が行う、富士山の保存整備に対しての財政支援を充実すること

- ・ 保全状況報告書に記載した戦略や計画に沿って、静岡県や地元市町村等とともに、富士山の保全を着実に進めていくためには、多大な財源を要することから、国による財政支援の充実が必要である。

構成資産及び緩衝地帯の範囲図



富士山の普遍的価値の伝承



(富士山及び本栖湖を望む景観の保全)



(忍野八海周辺の環境改善)

